

令和7年第4回川西町 議会定例会会議録

令和7年12月3日 水曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 遠藤明子

出席議員（12名）

1番 船山千鶴君	2番 鈴木孝之君
3番 寒河江寿樹君	4番 渡部秀一君
5番 寒河江司君	6番 吉村徹君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 高橋輝行君
12番 遠藤明子君	13番 鈴木幸廣君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長 茂木晶君	副町長 島貫啓一君
教育長 片倉和之君	総務課長 有坂強志君
企画財政課長 坂野成昭君	政策推進課長 色摩良一君
会計管理者・ 税務会計課長 鈴木玄君	住民課長 大河原孝如君
福祉介護課長 梶山由美君	健康子育て 課長 近祐子君
農林課長 大友勝治君	商工観光課長 安部博之君
地域整備課長 中山宗隆君	教育文化課長 前山律雄君
監査委員 嶋貫榮次君	企画財政課 課長補佐 (財政担当) 石田英之君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 優 徳

事務局長補佐 竹 田 紀 子

議 事 日 程 (第 2 号)

令和7年12月3日 水曜日 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

1. 寒河江 司 君
2. 吉 村 徹 君
3. 橋 本 欣 一 君
4. 高 橋 輝 行 君

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回川西町議会定例会第2日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長、教育委員会教育長及び監査委員の出席を求めています。

◎一般質問

○議長 日程第1、一般質問を行います。

発言順位により発言を許します。

第1順位の寒河江 司君は質問席にお着きください。

第1順位、寒河江 司君。

(5番 寒河江 司君 登壇)

○5番 皆さん、おはようございます。

12月定例会、まさかトップバッターになると思わないで質問状を出しましたら、トップバッターになってしまいました。しばらくの間、よろしく願いいたします。

立場上、あんまり質問席に立つなという先輩議員からのお申しつけがあったんですが、今回はちょっと熊対策について、獣害だと思ひまして、緊急性があるなということで、質問に立たせていただきます。

それでは、議長に通告のとおり質問をいたします。

ふるさと納税の現況と返礼品の主立ったものや新品目開拓状況についてお尋ねをいたします。

次に、さとふる等を利用して手数料を取られているが、専門に寄附額増大を図る上で、地域おこし協力隊を起用する考えはあるのかお尋ねします。

次に、熊対策であります。

町民に危害がある場合、緊急銃猟を速やかに発動する考えはあるかお尋ねします。

狩猟免許を持つ自治体職員の養成をする考えはあるかお尋ねします。

不要果樹伐採などの支援は考えているかお尋ねします。

猟友会の出動手当等、増額する考えがあるかお尋ね、以上、町長にお考えをお聞きしたい
と思います。よろしく願いいたします。

○議長 茂木町長。

(町長 茂木 晶君 登壇)

○町長 おはようございます。

寒河江 司議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ふるさと納税について、過去5年の納税額と返礼品の品目と新品目の状況についてであります。本町におけるふるさとづくり寄附金は、令和2年度が1億7,100万円、令和3年度が2億2,800万円、令和4年度が2億500万円、令和5年度が2億1,300万円と、多少の増減はありますが、2億円台で推移しており、令和6年度は3億2,400万円と、初の3億円超えとなっております。また、今年度については、年内中に昨年度の金額を超える寄附額となる見通しであります。

返礼品の品目については、これまで、お米や野菜、米沢牛、日本酒、お菓子、三菱製品等221品目がありましたが、返礼品として人気があり、上位を占めている商品は、お米と米沢牛であります。

本町は米どころであり、米沢牛の主産地であることが大きなメリットになっておりますが、これらの返礼品のバリエーションを増やすとともに、新たな返礼品事業者を募って、全体の取扱量を増やしているところであります。

また、品物だけでなく、体験型の商品や宿泊施設で利用できるオンラインクーポンを新たに追加するなど、本年度は11月時点で105品目ほど返礼品を追加しており、今後もさらなる寄附額の増大に向けて、新たな返礼品の商品化を事業者と共に推進してまいります。

次に、寄附額増大を考える上で、地域おこし協力隊を起用する考えはあるかについてありますが、地域おこし協力隊制度を利用した外部人材の活用については、専門的な知識や技術を持った人材が必ずしも応募するとは限らないことから、現時点では考えていない状況です。

外部人材活用に関しては、総務省において、地域活性化起業人制度に取り組んでいるとこ

ろであり、民間企業の社員を自治体に派遣し、地域貢献する事業が推進されております。

企業側としては、新たな形の社会貢献、人材育成やキャリアアップ等のメリットがあり、自治体としては、企業の専門知識、業務経験、人脈やノウハウを活用できるメリットがあることから、本町での活用も選択肢の一つとして視野に入れているところであります。

町としても、持続可能な健全財政の確立に向けた歳入の確保は大きな課題であり、今後、ふるさと納税制度を活用した寄附金額の増大に向けたさらなる取組を推進してまいります。

次に、熊対策について、緊急銃猟の発動についてであります。令和7年9月1日に施行された鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律により、人の日常生活圏に出現した熊、イノシシに対し、銃猟による対処ができることとした緊急銃猟の制度が新設され、市町村長の判断により銃猟が可能となりました。

この緊急銃猟の実施には、①人の日常生活の用に供されている場所であること、②人の生命・身体に対する被害防止措置を緊急に講ずる必要があること、③銃猟以外の方法によって当該危険鳥獣の捕獲等が困難であること、④銃猟によって人への弾丸の到達、その他の人の生命・財産に危害を及ぼすおそれがないと認められるときであることの4つの条件を満たす必要があります。

本年度の本町における熊の目撃情報については、役場に通報があった件数では、11月末日現在でおよそ80件となっており、例年にない件数となっておりますが、現在のところ、さきに述べた緊急銃猟の4つの条件を満たす事案は発生しておらず、箱わなの設置による捕獲や花火による追い払いなどにより対応している状況であります。

緊急銃猟の実施については、町民の安全を第一に考え、4つの条件を満たした場合に、警察、県、猟友会などの関係機関等と協力しながら、適切に判断したいと考えております。

次に、狩猟免許を持つ自治体職員の養成を考えているかについてであります。本町の狩猟免許登録者については31名で、その中には自治体職員はおりません。狩猟免許については、基本的に各個人の趣味として楽しんでいただくものでありますが、そのスキルを生かしていただき、本町の有害鳥獣駆除にご協力いただいているところです。

狩猟免許については、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許、網猟免許の4種類があり、その取得費用については、最大で2万3,500円、その他登録費用で3万円、銃などの装備品は、中古品でも10万円以上、ガンロッカー、装弾ロッカーに5万円程度の費用がかかります。このほか、地元猟友会への加入などの経費が必要となります。

また、狩猟のスキルを上げるためには、ベテランハンターの指導の下で実践を積み重ねる

ことが、安全に狩猟を実施するためには重要となります。狩猟免許を持つ自治体職員を養成するとなれば、当該職員の理解の下、猟友会の協力を得ながら、業務としての猟の習熟が必要となります。

また、銃刀法が関係してきますので、銃を扱うことによるリスクと責任が個人にかかることとなり、その判断に当たっては慎重に検討する必要があると考えます。

次に、不要果樹伐採などの支援は考えているかについてであります。令和7年11月18日付で、山形県より令和7年度野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金の追加要望調査があり、本町では不要果樹伐採について、追加要望を行ったところです。県からの予算配分と併せて、町としても本事業に取り組んでまいります。

次に、猟友会への手当を増額する考えはあるかについてであります。猟友会に対する支援につきましては、運営支援補助金のほか、有害鳥獣の捕獲補助金として、駆除及び見回り出動に対する日当報酬と駆除した際の個体数に対する報償金の2種類があります。

置賜管内では、日当報酬による支払いや時給による支払いなど、様々な手法で支払われておりますが、本町では、日当報酬による支払いとして3,000円を支払っております。

また、駆除頭数に対する報償金については、各自治体によって報償対象獣種と金額が様々ありますが、本町においては、熊、イノシシ等の有害鳥獣については8,000円となっております。

本年度については、特に熊出没の増加により、猟友会の皆さんに対する協力依頼が増加しており、大変なご負担をおかけしております。各種手当については、国・県、近隣自治体における状況に鑑みながら、猟友会から引き続き協力が得られるよう検討してまいります。

以上、寒河江 司議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 寒河江 司君。

○5番 箇条書きの大した質問でなかったんですけども、このようなすばらしい答弁書を作っていただきましたことに、大変頭が下がる思いです。

まず、ふるさと納税についてであります。いろんな種類が大分増えているといっても、やっぱり中心は米と肉と、あとお酒があるかというぐらいだと思いますが、その中で、隣の町の飯豊町さんが熊本の米が入ったということで、我が町もチェック機能はどうなっているのか。みんなお任せしているんで、人の町を笑っている場合ではないかなと思いますが、チェック機能がどうなっているかだけお知らせください。

○議長 安部商工観光課長。

○商工観光課長 ただいまの寒河江 司議員のご質問にお答え申し上げます。

本町においては、精米業者というものはなくて、生産者から直接発送している状況にございます。そのようなことから、飯豊町さんで起きました町外産のお米が混入するようなことはないということで考えてございます。

なお、このようなふるさと納税に係る問題につきましては、その都度、事業者のほうに情報共有を行いまして、注意喚起を行っているところでございます。

○議長 寒河江 司君。

○5番 くれぐれもチェック機能だけはやっていただいて、寄附された方にご迷惑のかからないように、ひとつ十分に取り計らっていただきたいなと思います。

次に、鶴岡、新庄で、熊対策による返礼品の要らないふるさと納税をして、1口1,000円だか2,000円だかというふうなことをやっておりますが、当町においても、前に水害があったときに、返礼品の要らない寄附を募ったわけですが、今回、やっぱり緊急事態でありますので、けが人も出ているというふうなことなんで、ふるさと納税を利用する考えはあるかどうか聞きたいです。

○議長 大友農林課長。

○農林課長 私からお答えをいたします。

過日の新聞報道にもございました、熊に特化したふるさと納税についてということでございますが、その事例、いろいろ研究をさせていただきながら、本町でできる枠組みというものを、こちらとして考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 寒河江 司君。

○5番 結局、ふるさと納税の返礼品の要らないやつを考えていくということでいいんですね。

これ、ぜひともやっていただいて、それで、さっき言った猟友会の補助なり、箱わなを設置するように向けたりという、いろんな方向に使えると思いますんで、ぜひとも早急に申請して、町長、やっていただければ、ありがたいなというふうに思いますので、町長からも一言お願いします。

○議長 茂木町長。

○町長 議員ご指摘のように、本当に返礼品なしのふるさと納税の活用方法について、今、庁内でも検討を進めていたところでありますので、早急に、そういった猟友会の皆さんに対する支援ができるように進めてまいりたいと思います。

○議長 寒河江 司君。

○5番 まさか、ふるさと納税の話をして、新庄のほうで返礼品のないふるさと納税をするなんて、熊対策もあったなと思って、何か私の質問に合わせるかのように、新庄のほうでやってくれたなと思っておったんですが、町長が執り行くと、力強い考えがあったんで、ひとつよろしく願いをいたします。

それから、ふるさと納税の寄附額増大で、地域おこし協力隊を起用する考えは今のところないという返答でありましたが、私は地域おこし協力隊にかかわらず、やっぱり専門的な人が1人張りついたらほうが、増大につながるんじゃないかなという考えは前々から思っておったんですね。

とりわけ、何も地域おこし協力隊を使うという制度でもなくて、この間、集落支援制度についてもちょっと話があったんですが、そういう方々も使う、答弁書でも、一般企業の地域活性化起業人制度ということがあるというふうなことなんで、これぜひやっていただいて、増大を図る。

今、日本一ふるさと納税が、北海道の苫小牧というところで、ホタテだそうです。そのホタテが何がいかと、どこもホタテいっぱいあるんですよ、日本中。何が違うかという、ホタテを梱包して郵送しますね。そうしたときに、一通の手紙、手書きの手紙を添えるんだそうです。手書きですよ、ありがとうございますとか、中身は私は読んだことありませんけれども、そういうことがじわっと来るんですよ、こんなものとは思わないで。

そういうふうな細かいところに気を遣われる専門職をやっぱり、今は全部、外部委託みたいな事業者をお願いしてやっているわけですが、それをつなぐ人、それからあと、細かい、例えばブドウを生産している人も川西町にいますね。中には、おまえの口に入らないブドウを作っているという方もいらっしゃるんです、確かに。そういう方は、やっぱり市場にばっと卸したほうが早いわけですよ。

でも、何ぼ来るか分からないけれども募集をして、募って、何日までに5箱準備できますかとか、細かいんですよ。そういうふうな取次ぎをするという方を、やっぱり1人雇って置くことが、1円でも10円でも積み重なると。

こんな、去年で2億1,000万、2億円ですよ、大体ね。それで甘んじているわけにはいかない。今回、専決処分では上げましたけれども、これは何のことない、ポイントがつくかつかないかというので急遽上がっただけであって、来年、じゃ同じになるかという、絶対ならないですから、それよりも安定的に寄附額の増大をしたほうがいいと思いますが、町長の考

え、いかがですか。

○議長 茂木町長。

○町長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税の寄附について、例えば1万円寄附額頂いたとき、そのうちの30%までが、返礼品をお返ししていい割合になっています。そこにさらに20%をつける、そこが経費として入れる分となっております。全体として50%を超えてはいけないというシステムになっているわけですし、この20%の中で、さとふるであったり楽天への手数料がおおよそ12%ぐらいかかっている。残りの部分で庁内の職員の人件費も見ないといけないというところでもありますので、議員ご指摘のように、たくさん地域おこし協力隊であったり活性化起業人の方を雇えば、うれしい限りなんですけれども、そういったシステムになっていないというのが、今の現状と総務省のシステムになっておりますので、残りの8%の中で、いかに優秀な人材をお願いしてふるさと納税に取り組むかというのが、非常に大事なところとなっております。

今、商工観光課の職員が本当に一生懸命頑張って、今年も105品目ですかね、新たな追加の品目を増やしてくれたわけでもありますので、これからも本当に事業者の皆さんと密に連携を取りながら、そして、そこにプラスして、活性化起業人の優秀な人材、活用できれば、ありがたいなと思っているところでもありますので、議員ご指摘のような、今年ポイントがなくなるというところで、一気に需要が集中した部分ももちろんありますし、米の価格が高くなっていることによって寄附額が増大しているというところも確かにありますので、来年以降、お米の価格が変動したり状況が変わったときに、去年3億2,000万だったので、これを下回らないように、さらに増やしていけるように、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 寒河江 司君。

○5番 ぜひこれ、利益は、利益と言っちゃいけないですね。中身がやっぱり、今町長が話したように、本当に手元に残る金額は少ないかもしれませんが、金額が上がれば上がるほど多くなるわけですから、これはやっぱり手っ取り早い税収確保の一つだというふうに思っています。まさかたばこ税で、皆さん、倍吸ってくださいというわけにもいかないですからね。

川西町に1億2,000万入るなんていっても、やっぱりふるさと納税のほうが手っ取り早い。今年は所得税もかなり入るとは思いますが、これも一過性の問題だと私は思っていますので、ふるさと納税に対しては、やっぱり真剣に考えていただいて、寄附額増大に向かっていただ

きたいと。

やっぱり一つの考え方ですから、町長が、いや、これはいいなと、総務省からも補助金出るなというんだっただらば、これは利用したほうがいいと思いますんで、ぜひやっていただきたいなと。

あと、熊対策であります。

緊急銃猟、飯豊町、米沢市で発動しまして捕りました。当町はまだ緊急銃猟がないんですが、市町村長が許可を出すということなんですけれども、発動する上でのシステム、町長と副町長は常に、いつ出るか分からない熊をじっとして待っているわけにいかないんで、町長の代わりに誰がするかというシステム、きちっとしたやつがあるかどうかお伺いします。

○議長 大友農林課長。

○農林課長 私からお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、町長または副町長が現場に必ずしも行けるという状況にはございませんので、実際。その場合は、担当、農林課でございますが、農林課の私、駄目なときは課長補佐、係長というふうな、そのときに対応できる職員に委任がなされるというふうになってございます。

○議長 寒河江 司君。

○5番 これは町民の命に関わることなんで、システムだけはきちっと、課長も忙しくやっているわけだから、せめて係長までだろうね、権限を委譲されるのは。そこら辺はしっかりとやっていただきたい。それを町民に、ひとつお伝えをしていただきたいなというふうに思います。

それから、緊急銃猟で一番問題は、熊を完全に仕留めなきゃいけないんですね。右足に撃ったから終わりというわけじゃないんですね。やっぱり仕留めなきゃいけないんです。近くでライフルを撃つわけですから、熊の体を貫通するそうです。すると、その弾丸が、下がコンクリートやアスファルト、石なんかあった場合は、流れ弾でどこに跳んでいくか分からないというハンターの考えがあって、なかなか仕留めるのは難しいんだよというようなことがあったようです。

でも、仕留めた弾丸が、例えば誰も人がいないという、安全を確認した場合の緊急銃猟ですから、しかしながら、流れ弾がどこに当たるか分からないといったときに、建物の壁あるいはガラスとか、近くにあった例えば農機具や、そういうものに万が一当たって傷つけたといった場合の補償は、ちゃんと町で補ってもらえるのかお聞きします。

○議長 茂木町長。

○町長 ただいまの議員の質問にお答えします。

そのような場合には、猟友会の皆さんには一切責任がなく、全て市町村長の責任ということになっております。

○議長 寒河江 司君。

○5番 お願いしているハンターたちに責任を押しつけてもらっても困るんで、そんなことはないと思いますけれども、万が一、町民の方もやっぱりそれが不安で、うちの前でボーンなんていわれたとき、心配でありますから、そのようなことは市町村にあるということで、町長が責任持って町で補償すると、今言っていただきましたんで、町民は一安心じゃないかなというふうに思っております。

それから、箱わなですけれども、なかなかわなをつけても、あれ何か、23日間だけ期間が、同じところに置いておけないというようなことがあったんですが、箱わな全体で、町ではどのぐらい持っているのかお聞かせください。

○議長 大友農林課長。

○農林課長 私からお答えいたします。

箱わなにつきましては、町全体で7基ほど用意してございます。

以上でございます。

○議長 寒河江 司君。

○5番 これも予算あることなんで、さっき言ったふるさと納税の返礼品の要らないやつで、まず、箱わなを1つでも2つでも増やしていただければなというふうに思います。

それから、自治体の職員でハンター、今県でも、ガバメントハンターというんだそうですけれども、その養成を考えているというふうなことなんで、これ県でも予算を立てて、今年あたりから、来年あたりから考えているというようなことあるんで、ぜひ、町民のために頑張ろうとする若い職員、1人でも2人でも、町長のほうから養成する気はありますか。

○議長 茂木町長。

○町長 議員のご質問にお答えしますと、やはりその点、答弁のほうでも申し上げさせていただきましたが、慎重に検討する必要があると感じておりまして、やはり自治体職員というのは、事務方として役場の仕事を担っているというところでもありますので、現場のところで活躍できるような人材を長年にわたって確保するというのは、非常に難しいなと感じているところでもありますので、ぜひそのあたりは、警察の方、また猟友会の皆さんと共に、鳥獣対策

については取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 寒河江 司君。

○5番 獵友会も若い人がいればいいんですけれども、逆に、山に上がれないぐらい足腰が弱っている方もいらっしゃるわけですね。なもんですから、若い人、町でも、補助金出すから狩猟免許を取ってくれということもしていますけれども、一切、1人もいないでしょう、いまだかつて、予算は立てようと。

だから、やっぱり職員で、会計年度任用職員でも何でもさすけないんじゃないですか。と私は思っているんですけれども、とにかく町民の命を守るという最大限の目標をするには、何か対策を取らなきゃいけない。

もう一度言います。町民の命を守るんですよ。ですから、そこで、やっぱり町として、対策をどこまで取れるかということが大事だと思いますんで、県としても一生懸命、来年度の予算で取り組むようにやるというような話、ガバメントハンターを養成するというようなことがあったんで、そのときに、いや、うちの町ではというんじゃなくて、私のところもひとつ考えさせてくださいという考えで、お願いしたいなというふうに思います。

それから、不要果樹伐採であります。

今、飯豊町でも柿の木の上に乗って、そこで銃が撃てないもんですから、麻酔を撃つと、それがハンターでは駄目だと、獣医師の資格が要るのかな、あれ。そういうふうな、法律が決まっているもんですから、なかなか大変なんでしょうけれども、まず、柿の木があるから来るんであって、それもちょうと手入れしていればいいですよ。誰もいなくなって、ばあちゃんひとり暮らしで、柿の木だけが大きくなって実がいっぱいつくなんていうところ、いっぱいあるんですよ、川西町を見ても。

その伐採ですけれども、県のほうでもこの間、予算を専決処分出まして、100万だか何か出ましたけれども、そういうのをやっぱり早めに申請して、むやみやたらに切るわけいけないでしょうけれども、これも早く予算化してやっていただきたいですけれども、町長、いかがですか。

○議長 茂木町長。

○町長 答弁のほうでもお伝えしましたように、県のメニューのほうに要望を行っているところでありますので、県から頂いた予算配分に合わせて実施してまいりたいと考えているところであります。

○議長 寒河江 司君。

○5番 いや、まだ実施するか、要望活動ですけれども、木を切るときの要請するというようなもの、何かうっすら頭の中に入っているわけですか、誰に伐採をさせるかということ。造園屋さんだったりシルバー人材なのか、あるいは地域の方々をお願いするのかという、いろんな方法があると思いますが、そこら辺はまだ煮詰まっていないわけですね。

○議長 大友農林課長。

○農林課長 ただいまのご質問にお答えいたしますが、やはり基本的に、木を切りたいという方が事業者となりますので、そちらのほうでお考え、手配をしていただくというふうに、今のところ思っております。

○議長 寒河江 司君。

○5番 その場合、私が木を持っている、木を切りたいといった場合は、町に申請して、1本幾らというお金を出すという考えでいいのかな。

○議長 大友課長。

○農林課長 そのように考えてございます。

なお、県の単独の事業でございまして、県3分の1、町3分の1、事業者3分の1というふうな枠組みでの事業となります。

以上でございます。

○議長 寒河江 司君。

○5番 金額は3分の1でも何でも、まずとにかく県と町で補助してもらえるんなら、これはありがたいことなんで、ひとつ早く予算化をして、実施していただきたいなというふうに思っています。

それから、最後に、猟友会の支援でありますけれども、今日の新聞ですか、1頭仕留めたら8,000円だったのが、8万円にアップするということが書かれてありましたけれども、これからでしょうけれども、それに沿って町も出すということよろしいんですか。

○議長 大友課長。

○農林課長 県の当初予算の概算要求ということで、本日報道があったわけですが、そちらの内容の詳細を見させていただきながら、町としての対応を取ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 寒河江 司君。

○5番 猟友会も趣味でやっているからいいんだという考えではなくて、毎日のように出動し

て、これは大変ですよ。弾丸も100円や200円じゃないんですよ、あれ。1発、ライフルだと1,500円ぐらいするんですか。1発で仕留められるなんていうことないですから、動いているものですからね。空振りもあるわけですよ。

そうすると、1回に五、六発撃つと、計算機要らないでしょうね、何ぼかかるという。たかが、一度4,000円、1回の出動、1発撃つと8,000円もらえるのか、撃った人が。そんなんでは、とてもじゃないけれども、やっていられないですよ。

ですから、県でもアップしたという話でありますけれども、やっぱり命がけで猟友会の方々がやっているんで、ひとつ、ここはやっぱり、町長、何ぼでも上げてもらうということをしておかないと、どこかの猟友会、北海道ですか、断られたの、やりませんなんて。そうならないように、ひとつやっていただきたいなと思いますが、町長の見解をお願いします。

○議長 茂木町長。

○町長 議員の質問にお答えします。

本当に猟友会の皆さんには、今年は特にたくさん出動していただいて、町民の皆さんの安心・安全を守っていただいたと感じております。にもかかわらず報酬が安いというのは、ご指摘のとおりだと思いますので、ぜひそのあたりは、猟友会の皆さんと相談しながら、前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長 寒河江 司君。

○5番 今年、冬眠するから、あと要らないかと思ったら、冬眠しない熊が出ると。なぜか、母熊が冬眠するように教えないからだ。そうすると、子熊がいつ出るか分からないというようなことなんで、あれもちょっと危ないかなと思っております。

ですから、猟友会の皆さんも、いつ要請来るか分からないし、どこにも出かけられないしというようなことなんで、それで、要請来たって4,000円や8,000円ぐらいでは、とてもじゃないけれどもということになってくるんで、そのときには補正予算でも何でも、とにかく緊急だから、これは駄目だとは私は思いませんけれども、やっぱり予算化して、そんな議員はいないと思いますよ、みんな。ちゃんと猟友会の皆さんにお支払いをするという姿勢を見せていただきたいなというふうに思います。

それから、そのためにもさっきの、やっぱりふるさと納税の返礼品の要らない、熊対策を充実してやっていただいて、それを充当するというのを、商工観光課長がふるさと納税のPR、熊対策に対しての返礼品のPRも、これはやっぱりしなきゃいけない。どっちにしても、やっぱり獣の災害、獣害が起きているわけです。

熊ばかりじゃなくて、イノシシもそうですよね。せっかく田んぼ、ソバまいたらばイノシシにやられたとかも獣害ですよ、それもね。それもやっぱりお願いするのは、猟友会だということになるんで、ひとつ手厚い、猟友会に対する厚い思いをお願いをしたいと思います。

いろいろ質問をしたいんですが、次に控えている吉村議員も似たような質問になると思いますんで、ちょっと譲って、私ばかり質問すると大変でしょうから、この辺で終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長 寒河江 司君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時35分といたします。

(午前10時15分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時35分)

○議長 第2順位の吉村 徹君は質問席にお着きください。

第2順位、吉村 徹君。

(6番 吉村 徹君 登壇)

○6番 6番吉村です。

おはようございます。

本日2番目の質問となりますが、先ほどの寒河江 司議員と重複する質問があると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長に通告のとおり質問いたします。

鳥獣被害対策について、9月議会において質問させていただきましたが、その後、熊による被害や出沒について、本町のみならず、全国的に連日報道される状況となっています。環境省による今年の熊の出沒件数、許可捕獲数について、過去20年で最多となっていると報じられております。

高市早苗首相は、各地で相次ぐ熊による被害対策として、2025年度補正予算案で地方自治体への支援を拡充する考えを示された。それによると、猟友会への委託費や捕獲に係る費用など、自治体が必要とする経費への支援を拡充するとされており、政府は近く、熊被害をめぐり新たな対策パッケージをまとめるとあります。

山形県においては、県内における熊の大量出没を受け、短期・中期的な対策の方向性を示す県版被害対策パッケージを取りまとめ、その対策パッケージは、生息状況や被害の実態把握、生活圏への侵入防止、個体数管理、持続可能な被害防除体制の構築の4区分で構成されております。その中で、緊急対策として事業費5,300万円を専決処分されたとあります。

本町においても、人的被害が発生している状況、また、山間地域のみならず町内全域での熊出没となっており、国・県によるクマ被害対策パッケージを受けての対策について、どのように取り組まれていくお考えかお伺いいたします。

特に、緊急銃猟での被害対策に向けての県や関係団体との協議等については、どのようになっているか。また、駆除の担い手となる自治体の専門対策員、ガバメントハンターの実施者育成については、どのようにお考えかお伺いいたします。

熊の出没について、小松小学校のグラウンドに足跡があったなどの事態を受けての教育現場における熊被害対策についてお伺いいたします。

①児童・生徒の通学時における安全対策について、②スクールバス送迎で通学されている児童・生徒の乗降場所から自宅までの対応について、③その他教育現場における安全対策について、どのように取り組まれているか。

次に、農業基盤強化促進法が2023年4月1日に改正され、従来の人・農地プランが地域計画として位置づけられ、25年4月末時点で全国の1,615市町村で地域計画を策定し、計画数については1万8,894地区となっていると報じられております。

本町においても、15地区において地域計画の策定が図られたところではありますが、地域計画については、令和7年度から令和16年度までの10年間で目標年度とされているところであり、今年度から地域計画に基づき、完成度を高めていくこととなりますが、本町での目標実現に向けて、どのように取り組まれていくかお伺いいたします。

最後に、令和7年も残すところ1か月を切りましたが、町民の皆様の暮らしについて、物価高騰が深刻な状況となっているのではないのでしょうか。

政府についても、物価高騰対策に向けた25年度補正予算が審議されているようですが、本町における年末に向けた町民の暮らしを守っていく対策については、どのようにお考えかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 茂木町長。

(町長 茂木 晶君 登壇)

○町長 吉村 徹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、熊被害対策について、国・県の被害対策パッケージを受けての対策についてであります。さきの寒河江 司議員のご質問でもお答えしましたが、令和7年11月18日付で、山形県より被害対策パッケージに対する調査として、令和7年度野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金の追加要望調査があり、本町では、不要果樹伐採補助のほか、熊捕獲に係る必要備品などの整備について、追加要望を行ったところであります。県からの予算配分と併せて、町としても本事業に取り組んでまいります。

次に、緊急銃猟の取組についてであります。さきの寒河江 司議員のご質問でもお答えしましたとおり、緊急銃猟の実施には、①人が日常生活の用に供している場所であること、②人の生命・身体に対する被害防止措置が緊急に必要であること、③銃猟以外の方法によって当該危険鳥獣の捕獲等が困難であること、④銃猟によって人に弾丸が当たったり、その他の人の生命・財産に危害を及ぼすおそれがないと認めるときであることの4つの条件を満たす必要があります。

現在のところ、さきに述べた緊急銃猟の4つの条件を満たす事案は発生しておらず、箱わなの設置による捕獲や花火による追い払いなどにより対応している状況であります。緊急銃猟の実施については、町民の安全を第一に考え、4つの条件を満たした場合に、警察、県、猟友会などの関係機関・団体と協力しながら、適切に判断していかなければならないと考えております。

次に、自治体の専門対策員の育成についてであります。さきの寒河江 司議員のご質問でもお答えしましたが、本町の狩猟免許登録者については31名で、その中には自治体職員はおりません。

狩猟免許については、基本的には各個人の趣味として楽しんでいただくものではありませんが、そのスキルを生かし、本町の有害鳥獣駆除にご協力いただいているところであります。

狩猟免許については、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許、網猟免許の4種類があり、その取得費用については、最大で2万3,500円、その他登録費用で3万円、銃などの装備品は、中古品でも10万円以上、ガンロッカー、装弾ロッカーに5万円程度の費用がかかります。このほか、地元猟友会への加入などの経費が必要となります。

また、狩猟のスキルを上げるためには、ベテランハンターの指導の下で実践を積み上げることが、安全に狩猟を実施するためには重要となります。

狩猟免許を持つ自治体職員を養成するとなれば、当該職員の理解を得て、猟友会の協力を

得ながら、業務としての猟の習熟が必要となります。

また、銃刀法が関係してきますので、銃を扱うことによるリスクと責任が個人にかかることとなり、その判断に当たっては慎重に検討する必要があると考えます。

次に、地域計画について、10年間の目標実現に向けた取組についてであります。令和5年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法改正により、従来の人・農地プランが法定化され、令和7年3月までに地域計画の策定が義務づけられたことを受け、本町においては、令和7年3月31日付で、町内15地域の地域計画を策定したところであります。

地域計画は、農業者や地域の方々の話し合いにより策定される、将来の農地利用の姿を明確化した設計図であり、おおむね10年後を見据え、誰がどのように農地を使って農業を進めていくかについて、まとめる計画であります。

また、全国的な高齢化や人口減少による農業者の減少や耕作放棄地の拡大等の課題に対して、地域での話し合いにより農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理機構を活用した農地の集約化を進め、農地利用の最適化を目指すという面でも、地域農業の将来を築く上でも重要な計画であります。

本町においては、従来の人・農地プランのエリアのまま、地域計画を策定しております。令和5年7月に町内耕作者に対して意向調査を行い、それを受けて、各地域での話し合い活動や、令和6年6月から実施したワークショップを経て地域計画を策定し、今年度から実行期間となっているところであります。

地域計画は策定することが目的ではなく、計画実行の評価、改善点の見直し等、地域の話し合いの継続により毎年更新していく必要があります。議員ご指摘のとおり、今後は地域計画の完成度を高めていくことが重要となります。年々変化する農業情勢や各地域の特性等を考慮し、農業委員会や土地改良区、JA等の関係機関と連携しながら、地域での話し合い活動を支えていきたいと考えております。

次に、物価高騰対策について、年末に向けた対策についてであります。さきの9月定例会一般質問にてご回答させていただいたとおり、本町におけるこれまでの物価高騰対策については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰対応臨時給付金給付事業、定額減税補足給付金給付事業、エネルギー価格高騰対策省エネ家電買換え促進事業、配合飼料高騰対策支援事業、物価高騰対応デジタル地域通貨活用事業、小学校及び中学校給食費支援事業補助金を実施してまいりました。

国では令和7年11月21日に、強い経済を実現する総合経済対策において、物価高騰対応重

点支援地方創生臨時交付金を拡充する旨が閣議決定され、同年11月28日に令和7年度補正予算案が計上されました。地方公共団体においても、交付金を活用した物価高対策の早期執行に向けた準備を進めるよう指示がありましたので、本町としても現在、実効性の高い事業を検討している状況であります。

現時点では、交付金額は未定であるため、国の補正予算成立後、速やかに対応できるよう準備を進め、町民の暮らしを守るように努めてまいります。

以上、吉村 徹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 教育長片倉和之君。

(教育長 片倉和之君 登壇)

○教育長 おはようございます。

私から、吉村 徹議員のご質問にお答えいたします。

熊被害対策について、教育現場における被害対策についてであります。児童・生徒の通学時における安全対策については、学校の対応として、いち早く判断することができるよう、熊出没等情報をできる限り早く学校に提供しております。そのために、教育委員会と学校管理職との間で、新たな連絡体制を整えたところであります。

また、各学校の対応としては、状況に応じて、教職員による巡回、家庭への見守りや送迎の依頼、スクールガード等への依頼、町当局へのパトロールの依頼をしております。

さらに、万が一熊に出会った際の対処法については、児童・生徒に対する具体的な指導をお願いするとともに、スクールバスの乗降場所から自宅までの対応については、保護者に送迎をお願いしております。

教育現場における安全対策については、状況に応じて、校外学習や屋外での活動を自粛して、校内での学習活動に切り替えております。

今後も、教育委員会と各学校との連携を強めながら、児童・生徒の安全対策に努めてまいります。

以上、吉村 徹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 それでは、先ほども申しましたが、寒河江 司議員とも重複する質問もございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず初めに、県版パッケージについてでありますけれども、先ほど補正予算、何とか県のほうで予算をつけたという状況の中で、一番は、山間部のみならず、町内平野地に熊の出没

があるという状況を受けると、その熊の侵入経路はどうかということを考えますと、やはり河川を伝って来ているというのが、そういう状況なんでないかなと思うわけでありまして、そういった熊の移動ルートとなります河川等のやぶの刈り払いなどについては、どのようにお考えか。

県のほうは、県管理の河川は、そういった状況で、やってくれということで取り組んでいるようではありますが、本町においては、本町管理の河川の刈り払いについては、どのようにお考えかお伺いたします。

○議長 大友農林課長。

○農林課長 ただいまの議員のご質問にお答えをいたします。

河川の刈り払い等の関係でございますが、今年度になって実施済みといたしまして、西大塚の沼田川、置賜総合病院の南側に当たりますが、そちらのほうを実施をいたしました。

それから、今後、苳地内、誕生川であります……失礼いたします。坂町橋、中郡小学校の北の通りを東のほうに行った橋の下流側、そこを今後取りかかる予定であります。

以上でございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 そういう出沒に対して対応されて、取り組んでいかれるということなんで、県のほうでも、ある程度予算をつけながらやるようでありますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。本当に私たちの周りを見ても、そういう、やっぱりやぶに生息する熊というか、本当に身近に感じる状況でありますので、お願いしたいと思えます。

次に、先ほどもありましたが、柿、クルミなどの不要果樹伐採に対する支援について、先ほど、町に申し込めばできるということでもありますけれども、問題は、持ち主、空き家になって、そのまま放置されている柿の木とか、結構あると思うんですね。こういったものの伐採についてはどのように考えていくか、よろしくお願ひしたいなど。

○議長 茂木町長。

○町長 ただいま議員からご質問いただきました空き家の不要果樹伐採についてであります。民地の部分については非常に難しくなっております。町が勝手に伐採するわけにもいかないということでもありますので、非常にその課題感というのは大きいなと感じているところでありますので、またそのあたり、県ともいろいろ相談しながら、今後取り組んでまいりたいと思えます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 だと思いますね。それもやっぱり財産ですから、人の家のものを勝手に切るということはできないというのは分かるわけでありまして。

ただ、そういった意味でいえば、これから県と相談していただきながらだと思っておりますが、地域の方々は住んでいらっしゃるわけでありまして、やっぱりそういった方々の協力を得ながら進めていくしかないのかなというふうにと考えると、そういった各地域の状況を把握しながら、地域の皆さんの協力も得ながら取り組んでいくということでは、どのように考えますかね。

○議長 茂木町長。

○町長 地域の方の協力を得る必要は、本当にこれから必要だと思っておりますが、ただ、なかなか空き家のそもそも管理というところ、全体、草刈りとかもそうですし、危険空き家もそうですけれども、地域の皆さんにお任せするというのも、なかなか心苦しいわけでありまして、空き家全体の管理についても、今後、様々検討していきたいと思っております。

○議長 吉村 徹君。

○6番 今、町長のほうからありましたように、やはり空き家等、そういった不要果実の伐採というものと一緒に、やっぱりそれに取り組んでいく方向で、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

続きまして、猟友会や、あるいは職員向けの防護衣といいますか、などの安全対策装備品についても、今回予算取られておりますが、そういったところ、猟友会の皆さんへ、ヘルメットとか防護服とか、そういったことの要望というものはないのかどうかお伺いします。

○議長 大友農林課長。

○農林課長 このたびの追加といいますか、パッケージに対する要望といたしまして、ビブスとか腕章等を要望してございますので、ヘルメット等の要望は今回はいたしておりませんので、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長 吉村 徹君。

○6番 猟友会の皆さんは、それぞれに自分で装備されているという状況にはあると思っておりますが、ぜひご意見を聞きながら、やっぱり今度は、実質的に熊と対峙する状況が出てくるということですので、ぜひ検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお祈りします。

それで、基本的に、これまでの熊が出没する要因については、様々言われておりますけれども、野生動物との緩衝地帯の機能を担ってきました中山間地域の過疎化あるいは高齢化が

指摘されております。そういった耕作放棄地の拡大や里山・森林管理の粗放化などによって人の生活圏が薄まって、簡単に餌を得ることを学んだ熊が里に下りてきているというのが、大体今日の状況なのかなと思っておりますけれども、そういった意味も込めまして、やはり緩衝地帯をつくっていくということが必要だということになるわけではありますが、そういった意味で、里山再生に向けた取組については、鳥獣被害対策を兼ねた里山再生についてのお考えは、町長、どのように考えますか。

○議長 茂木町長。

○町長 議員ご指摘のように、熊対策については、やはり中長期的な目線でも考える必要があるなど感じております。緩衝帯、里山再生なんかは、かなり予算のかかるものでもありますので、このあたり、国や県に支援を求めながら、取り組んでいきたいなと思います。

○議長 吉村 徹君。

○6番 今回の政府の補正予算の関係でも、そういったところの視点も踏まえながら、鳥獣被害対策に当たっていく旨があるかなと思っています。ぜひそういった、基本的にはやはりすみ分けをしながら、里山に下りてこられないという状況をつくっていくことが、根本的な解決につながっていくのかなというふうに思っておりますが。

次に、先ほどありましたガバメントハンターの件でありますけれども、答弁書によりますと、自治体の職員の方は、なかなか今のところは、手を挙げる方もいらっしゃらないという状況にあります。

そういった状況の中で、今も猟友会の方に頼んで駆除してもらっておるわけでありましてけれども、猟友会の高齢化は確かに進んでいますが、逆に若い人も二、三人入ってきて、取り組んでいるという状況があります。そういった方と話しますと、やはりある程度保障されてやるのであれば、そういう形で狩猟にも関わってもいけるのではないかなんていう話を聞いております。

自治体のそういったガバメントハンターの方がいらっしゃらないとすれば、そういった猟友会あたりでも、若い人を活用しながら、臨時雇用しながら、駆除に当たっていただくという方向もあるのではないかと思います。いかがですか。

○議長 茂木町長。

○町長 議員ご指摘のように、ガバメントハンター、2種類あると思っています。

自治体の職員に資格を取っていただいて養成するという方式と、今議員からあったように、既に猟友会に所属されているハンターの方を、何かしらの方式で町のお金を活用して、臨時

職員なのか国の交付金なのかを活用して、ガバメントハンターとして活動していただくというのは、手はこの2つかなと思います。

できるとすれば、既に猟友会で活動されている方にガバメントハンターになっていただくというのは、可能性としてはそちらのほうが高いのかなとは思いますが、ただ、熊の出没に対応するために猟友会の皆さんに来ていただくわけなんですけれども、1人で対応できるわけではありませんので、何人かのチームで対応されております。そこに今、農林課の職員も合わさって、警察の皆さんにも来ていただいと、熊が1頭出没するごとに数人の方が関わっているというところでありますので、では1人だけ、あるいは1人2人、ガバメントハンターとして、町の何らかの臨時職員などで採用したとしても、その2人だけで対応できるかという、なかなか難しい面もあるのかなと思っておりますので、このあたり、やはり国が何かしらの特交措置であったり、あるいは集落支援員として認めていただけるとか何か、猟友会の皆さん全員がガバメントハンターとしてお願いすることができるぐらいの思い切った施策を国のほうで取っていただけると、取り組めるのかなとは思っておりますが、お一人お二人となると、公平性の部分でも問題が出てくるかと思っておりますので、またこのあたりについては、国・県の状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

○議長 吉村 徹君。

○6番 1人2人という状況になると大変、やっぱり先ほど、今町長言ったような形で、猟友会とガバメントハンターというくくりの方と、ただガバメントハンターとしての人材がないという状況の中では、そういった選択筋もあるんじゃないかという思いで、今お話ししたわけではありますが、確かに実際、町の担当の方々は、これほど出ると、本当に朝晩休みなく出勤しながら、そのほかの勤務もやっているという状況があるわけです。

そういったところも含めて、そういった一般の仕事にも支障を来さない形でやる、職員の方は担当しながらやれる方向性をつくるためにも、そういった方々を中心とした協議体というかを設けながら、やっぱり対策に当たるということが必要ではないのかなと思っております。

そういった体制、町長含めたそういう狩猟に向けた体制は、警察官も含めてあるわけなんですけれども、ただ、それをつないでいくというか、中心的な役割のある何か部隊をつくっていかないと、やっぱり大変なのかなと思いますが、そこら辺の考えはどうでしょうかね。

○議長 茂木町長。

○町長 議員ご指摘のように、やはりこれはチームで対応していかなければならないと考えておりますので、自治体の職員に全て責任を、銃猟についても担わなければいけないかという

と、そういうことではなく、しっかりと猟友会の皆さん、警察の皆さんと連携を強化しながら、鳥獣被害対策については取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 吉村 徹君。

○6番 昨日でしたか、今日でしたか、新聞の、県のほうの発表した中身でありますけれども、市町村と連携しながら、持続可能で機動的・広域的に実働できる中間支援組織の設立について、2027年4月をめどに検討するというふうな県の考え方が示されているようですが、町のほうにはまだ、そういった意向は来ていないと思いますが、どうでしょうかね。

○議長 大友農林課長。

○農林課長 それでは、私からお答えいたします。

議員からございました中間支援組織の設置の検討ということで、今年度になってから説明会なり研修会、複数回実施されております。令和9年度の4月ということで、その設置を予定されていることで話を詰めているところでございます。

以上であります。

○議長 吉村 徹君。

○6番 そうということで、県のほうと市町村と連携しながらと、先ほど、今までの話の中の問題もいろいろ検討されてくるのかなと思いますが、そういうことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本町は、おかげさまで緊急銃猟をするような状況には、まだ今、至っていないという状況であります。先ほど話があったような中で、万が一ですけれども、緊急銃猟時における刑事事件とか事件などがあった場合には、どのような対応になるかお知らせいただきたい。

○議長 茂木町長。

○町長 県から頂いている資料のほうにも、責任の明確化というところで、市町村長の責任で緊急銃猟を実施すると。仮に銃猟により損失が発生した場合、市町村長がその損失を補償することになると明確に書かれておりますので、何かあった場合には全て市町村に責任があるというような状況でありますので、そのあたりも含めて、かなり各自治体さんが、緊急銃猟の発令に関しては非常に慎重になっているというような状況であります。

ですので、なおさら警察の皆さん、猟友会の皆さんとの連携の強化というのが必要になってくるなと感じているところであります。

○議長 吉村 徹君。

○6番 今朝の農業新聞に、環境省が緊急銃猟での刑事責任は想定されないという文言で今日

出たんですが、昨日何か表明したらしいんですが、やっぱりそれ見ると、本当に市町村長の方々が大変な犠牲を強いているなと思うんですが、緊急銃猟は市町村が行い、最終的な責任は市町村長が負うと説明されていると。物損事故は市町村長が補償し、人身事故は国家賠償法に基づき市町村が賠償する、それって市町村なんですよ。

そして、人の財産に危害を生じた場合、原則ハンターに注意義務違反での行政処分は適当ではないとしたと、そういったときの刑事責任は問わないということなんですが、本当にこういった問題に対して、傷害保険、町としても保険とか予算措置を取っていかなくちゃいけない状況が出てくると思いますが、ここら辺は国のあたりで、国が予算措置されるのかどうかお伺いしたい。

○議長 大友課長。

○農林課長 私からお答えいたしますが、そちらの保険も市町村のほうで加入することというようになっております。ただ、必須でございませんので、その辺をご理解をいただきたいと。

○議長 吉村 徹君。

○6番 責任とお金も自治体、市町村でやれという、こういった国の考え方が、ちょっと問題なんでないかなというふうに思いますね。やはり国民である町民の命を守るという意味からいけば、ここはやっぱり国に訴えて、国に金を出せと、事故があったときの補償は国だという体制をつくっていくべきではないかと思いますが、町長、いかがですかね。

○議長 茂木町長。

○町長 議員ご指摘のとおりですので、やはりほかの近隣の市町村長の皆さんとも相談しながら、国に対しての要望というのは進めていかなければならないなと感じているところでありますので、今、自治体に全ての責任があるところを共有いただいただけでもありがたいですし、今後国によって、様々な補償や責任も見てもらえるような取組にできるように、いろいろと要望してまいりたいと思います。

○議長 吉村 徹君。

○6番 ぜひ本当に、鳥獣被害対策は全国的な問題だということを考えれば、やっぱり国で対応すべきだと思いますし、それに向けた取組もしていかなくちゃいけないんじゃないかなと思っています。

次、教育現場での対応について、教育長に2点ほどお伺いしたいと思いますが、先ほどありましたが、例えば情報があって、熊が出るような状況のときには、父兄の方々に連絡をして、迎えに来ていただくというような体制を取っているということですが、ただ、

父兄の方が対応できないなんていう状況はないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長 片倉教育長。

○教育長 ただいまの質問のお答えですけれども、ほとんどの家庭はそのように対応していただくようになっておりますが、ただ一部、そのように対応できない場合もあったというふうなことでありますが、そのような場合には、保護者の方が迎えに来るまで学校に待機させており、そして引き渡すという対応を取ったそうです。

以上です。

○議長 吉村 徹君。

○6番 本当に子供たちのことですから、大変な状況だと思いますが、もう一点お伺いしたいのは、県教育委員会が、この前の補正予算を検討する中で、児童・生徒の登下校について、保護者の送迎が困難な場合は登校させず、オンライン授業などを活用した自宅学習を推奨するよう、市町村教育委員会に求める考えを示したとありましたけれども、本当にそのような事案という、ないと思いますが、連絡はあるのかどうか。

○議長 片倉教育長。

○教育長 質問へのお答えです。

本町におきましては、そのような事態に達しておりませんので、オンライン授業は行っていないという状況であります。

○議長 吉村 徹君。

○6番 すみません、3問目になって申し訳ないですが、今の回答の中で、例えばそういう状況が起きたときに、オンライン授業を行えるような体制を取っていくという思いはあるかどうか、考えはあるかどうかお伺いしたい。

○議長 片倉教育長。

○教育長 もし登校できないような最悪の場合が起きた場合には、オンラインでできる、そのような体制は整えてあります。

○議長 吉村 徹君。

○6番 そのような形で、教育に支障がないように、ひとつよろしくお伺いしたいと思います。続きまして、地域計画についてお伺いしたいと思います。

本当、でも、15経営体というか地区計画、地域計画が昨年度計画されて、今年から始まっているわけですがけれども、その計画の時点での本町における、対応できる……県では対応できない土地として、3割ぐらいあるという状況だったということなんです、本町で

も白地というか、10年後の地図の染められなかった割合というのは、どんな状態だったのかなど。

○議長 大友課長。

○農林課長 ただいまの吉村議員のご質問にお答えいたします。

地域計画の農用地等の面積、本町では4,700ヘクタールほどと捉えております。目標地区に位置づけられた面積、10年後の経営面積が3,200ヘクタールほど、差引き1,500ヘクタールが、いわゆる白地といいますか、計画が策定されていない農地というふうに今捉えているところでございます。

以上であります。

○議長 吉村 徹君。

○6番 今回、国のほうの農林業センサスが報告されたわけでありましてけれども、その中でも、ここ5年間で2割から3割ぐらい、22.9%の減ということで農家が減っていると。こういうことも踏まえるならば、ますます高齢化の中で、農業を廃業するというような状況が近々に出てきている状況でありまして、そういった流れの中で地域計画を進めていくわけですがけれども、そういった取組については、どのように整合性を持って取り組まれていくのかお伺いしたい。

○議長 大友課長。

○農林課長 農業者の経営体、人口ですね、この間、報道であったとおり、二十数%減少しているということでございます。

地域計画、10年後を見据えた計画でございますので、その地域の話合いによって、話合いを充実させながら、ただいま申し上げた白地の面積の解消にもつなげていくということでございますので、やはりその地域の実情をよく分かっている農業者、そして農業委員の方、推進委員の方もそこに入ってもらいながら、そういった話合いの場で、地域計画のブラッシュアップを進めていければというような考えではございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 やっと地域計画、1年目始まったわけですがけれども、そういった中で、地域計画について、この前の新聞で報じられておりましたが、鈴木農林大臣については、再度見直しをかけていくというような思いがあるようで、今回の補正予算の中でも地域計画については、経済対策案の中にありましたけれども、農地利用の将来像を描く地域計画は見直しを進めるといのが国の考えだそうです、これから。

これはまだ国の考え方であって、町には来ていないと思いますが、そういう、なぜこんな形に、皆さん頑張って、昨年まで頑張ってつくり上げた計画が、何で見直しを図るのか分からないんですが、ただその一端には、いろんな地域の方、自治体や農家から、地域計画推進の見直しを求める声が相次いでいると報じられておりましたが、その中で、そういうことを考えられているのかもしれませんが、本町の15の経営、地域計画を立てられた地区においては、そういった不安の声といいますか、見直しを求める声とかというのはないのかどうかお伺いします。

○議長 大友課長。

○農林課長 私からお答えいたします。

地域からは特段、地域計画の見直しについてというご要望なりご意見なりを賜ったことはございませんが、毎年地域計画自体を見直しをしていくということは、ご承知をいただいております。

今般の議員おっしゃる全体の見直しというものも、ちょっと私どものほうも把握してございませんでしたので、そちらの情報については注視してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 この情報も今日の新聞に出てあったものですから、まだ町には下りてこないなとは思っていましたが、そういう状況もあるという中でありますけれども、ただ、地域計画をより有意義なものとしていくということで、10年間かけるわけですけれども、やっぱり時間はかかっても、組織でいろんな意思決定しながら、地域の課題を解決していくようなところまで取り組めるような形での地域計画実施となったほうがいいんじゃないかなと思っておりますが、どう考えますかね。

○議長 大友課長。

○農林課長 地域計画につきましては、やはり10年後のビジョンというのが大前提でございますので、そちらに掲げているビジョン、そして、それに基づく目標地図の作成という、このようなスタイルでありますので、やっぱり10年後のビジョンというものを地域においてお考えいただくということが基本だというふうに思っております。

○議長 吉村 徹君。

○6番 地域計画については、隣町の中津川で、農地一括関連の地域まるっと中間管理方式と

ということで、地域計画が進められているという状況もあります。情報入っていると思いますけれども、そういった、私たちも議員研修で研修受けたところでありましたが、やはり地域の農地を地域でしながら、やっぱりあと、自然環境も守っていく、里山景観を守っていく、一つの地域経営体的な組織として行われているということがありますので、ぜひ、山形県では南山形と中津川と2か所あるようであります。

こういったことも、今後の地域計画見直しを進めながら、一つの参考になるのではないのかなと思っていますので、ぜひご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 大友課長。

○農林課長 今、議員からご教授いただきました案件につきまして、勉強させていただきながら、今後取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 ぜひお願いしたいと思います。

これからどんな形で、地区計画の見直しが進められてくるかでありますけれども、やはり農家、自分たちの地域なんかも考えましても、農家が少なくなって、これまで堀払いだのという、人足だのという状況がなかなかできなくなって、言わばそれぞれの地域の自然環境はなくなる、荒廃というか荒れてくるという状況が今後とも出てくるということ、大変心配だなと。そういったところまで、やはり対応できる地域経営体であればいいのではないかなと考えておりますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

続きまして、年末に向けての物価高騰対策についてお伺いいたします。

いろいろ、まだ予算が通っていない中でありますので、どうのこうのと言うことではないとは思いますが、ただ考え方として、若干お伺いしたいと思います。

鈴木農林大臣が一生懸命で頑張っておりますおこめ券などの活用については、どのように考えるかお伺いします。

○議長 茂木町長。

○町長 おこめ券の活用についてであります。地域の実情に合わせて、このあたりは取り組まなければいけないと感じて、というのが国からの指示であります。

川西町の実情を申し上げますと、やはり米農家さんがたくさんいらっしゃるという中ですので、米農家さんにおこめ券をお配りしてもというところもありますので、このあたりは、おこめ券にも使えるというところを含めながら、様々なほかの食品にも使えるようなものというところ、食品以外も含めて物価高騰しておりますので、このあたり、融通の利くように

進めたいなと今検討しているところであります。

○議長 吉村 徹君。

○6番 あともう一点ですが、電気とかガス料金のことについては、どのようにお考えか。

○議長 茂木町長。

○町長 昨年についても、灯油券のほうをお配りさせていただいて、議員の皆さんからも非常によかったといった声を伺っておりますので、このあたりも非常に需要としては、皆さんあるなど感じているところでありますので、その辺もしっかりと考慮してまいりたいと思います。

○議長 吉村 徹君。

○6番 るる、本町でも物価高騰対策ありましたけれども、毎年、今お話にありました福祉灯油は、年末に向けて皆さんに配付になったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長 梶山福祉介護課長。

○福祉介護課長 福祉灯油券についてお答えいたします。

既に発送になっておりまして、お使いいただいていると思っております。

以上です。

○議長 吉村 徹君。

○6番 だとよかったんですが、年末に向けて、やはり大変な状況の中にあると思いますので、そして、いずれにしても今回、今年度中に補正予算は可決されるのかなと思いますが、それから受けての対策となれば、年を越すという考えでよろしいのかどうか。

○議長 茂木町長。

○町長 まだ、いつ可決するかというのが分からないという状況ではありますが、国のほうからは、国の予算可決後、早急に実施していただきたいと指示を受けておりますので、できるだけ年内中という気持ちでございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 支援策はるるあると思いますが、そういった、時期が時期で、補正予算通って、議会のほうでも補正予算あれば、検討するという流れになってくると思いますが、やっぱりそういった過程を踏まえると、なかなか年内での物価高騰対策に対する町民への支援は難しいのかなと思っておりますが、こういった状況の中でありまして、できるだけ早く、やっぱり町長おっしゃったとおりに対策を立てていただいて、町民の皆さんの暮らしを守っていくという観点で取り組んでいただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。ありが

とうございました。

○議長 吉村 徹君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時ちょうどといたします。

(午前11時31分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長 第3順位の橋本欣一君は質問席にお着きください。

第3順位、橋本欣一君。

(9番 橋本欣一君 登壇)

○9番 9番。

午後1番の質問でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長宛てに通告のとおり質問いたします。

初めに、令和8年度から新たに導入される子ども・子育て支援金制度は、児童手当の拡充や妊婦支援給付、誰でも通園制度など、子育て世帯を幅広く支援するための財源を確保する仕組みとして位置づけられております。

国は、総額3.6兆円規模の子ども・子育て支援加速化プランのうち約1兆円を、この支援金で賄うとしていますが、その財源は、医療保険料と合わせて全世代から拠出されることとなり、町民一人一人に新たな負担が生じることになります。支援金率は、令和8年度0.3%程度から始まり、令和10年度には0.4%程度に上昇すると見込まれており、川西町の国保加入者や事業者にとっても決して小さくない影響が予想されます。

川西町の人口は、近年減少傾向にあり、令和7年時点で1万3,000人、高齢化率は35%を超えております。国保会計の歳入歳出規模は、令和7年度で約17億5,000万円に達し、基金の取崩しにより保険料を据置きする構造が続いています。こうした状況下で新たな支援金加わることは、町民生活に直結する大きな課題であります。

そこで伺います。

第一に、町として、この支援金制度による町民負担額の試算を行っているのか。また、低所得世帯や子育て世帯への影響をどのように評価しているのかをお示しください。

第二に、児童手当の拡充や誰でも通園制度など、国の給付施策が町内の子育て世帯にどの程度恩恵をもたらすのか、効果の見通しをどのように把握しているのかを伺います。

第三に、川西町独自の子育て支援施策との整合性についてです。既存の保育料補助や出産・子育て応援給付金などとの重複や二重負担を避けるため、町独自施策の見直しや上乘せ支援の検討を行う考えはあるのかを伺います。

さらに、他自治体では制度導入に当たり、住民アンケートや意見聴取を行い、施策に反映させる取組が進められていると聞きます。川西町においても、町民の声をどのように制度運営に反映させるのか、その仕組みを伺います。

最後に、制度運営の透明性について、町民に対して支援金の徴収と給付の仕組みを分かりやすく説明し、理解を得るための広報体制をどのように整備するかを伺います。

以上、人口減少と財政負担が進む川西町において、町民生活に直結する新制度について、負担と効果の両面から、町の姿勢を明らかにされたいと考えます。

次に、企業誘致についてお聞きします。

川西町の持続的な発展を考えると、人口減少や税収減への対応として、企業誘致の強化は避けて通れない課題であります。現在、尾長島工業団地を中心に企業誘致が進められておりますが、町としての方策は十分に機能しているのでしょうか。固定資産税の免除や補助金制度などの優遇措置は整備されていますが、近隣自治体と比較して競争力があるのか、改めて伺いたいと思います。

例えば、長井市では長井南産業団地を造成し、令和8年度から分譲開始を予定しており、新潟・仙台の中間に位置する交通アクセスの優位性を生かして企業誘致を進めています。また、同市は、スマートシティ長井として、ICTや電子マネー導入など、デジタル技術を活用した地域活性化を推進しており、企業誘致と住民サービスの両面で競争力を高めています。

川西町も、こうした事例を参考に、製造業に偏らず、情報通信業や環境関連産業など、新分野への誘致戦略を検討すべきではないでしょうか。

さらに、教育機関や人材育成との連携を強化し、町内での雇用創出につなげる仕組みをどう整備していくのかも重要な視点です。町として、今後の企業誘致の方向性と重点分野について、具体的な方策を示していただきたいと思います。

次に、川西町が掲げるメディカルタウン構想について伺います。

公立置賜総合病院周辺の土地利活用を進め、医療・住宅・商業が融合した都市的機能を持つ新エリアを形成することが進行しています。この整備により、病院従事者や通院者など毎

日2,000人以上の交流人口があり、今後さらに増加が見込まれています。ここに福祉施設を誘致することは、医療と福祉を一体的に供給できる拠点整備につながり、地域包括ケアのモデルとなり得ます。

メディカルタウン構想が計画される前後に、日本版C C R C（生涯活躍のまち）導入の話などがあり、退職者、高齢者を中心に、移住・定住の受皿としての構想もあったように記憶しています。

福祉分野の誘致も考えられるとすれば、山形県総合コロニー希望が丘の移設もあり、医師や看護師、理学療法士などとの連携を強化し、障害福祉と医療の複合的支援が可能になるのではないのでしょうか。

こうしたことを踏まえ、介護施設や障害者支援施設をメディカルタウンに誘致することで、医療と福祉の連携が強化され、町民にとって、より安心できる生活環境が整うと考えます。町として、福祉施設誘致の可能性やコロニーそのものの候補地の具体的な検討状況についても伺いたいと思います。

以上、川西町の未来を考えると、企業誘致による産業基盤の強化と医療・福祉の複合拠点整備は両輪であると考えます。町として、戦略的な方針を明確にし、住民に安心と活力をもたらす施策を期待し、檀上からの質問といたします。

○議長 茂木町長。

(町長 茂木 晶君 登壇)

○町長 橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、子ども・子育て支援金制度について、町民負担と影響についてであります。子ども・子育て支援金制度は、国のこども未来戦略加速化プランにおける少子化対策の抜本的強化に当たり、子育てを社会全体で支えるための制度であります。

具体的には、令和8年度からスタートするもので、全ての方から医療保険の保険料と併せて子ども・子育て支援金として納付していただき、それを財源に子育て世帯への支援を行うことで、少子化に歯止めをかけようとするものであります。

こども未来戦略の予算規模である年3.6兆円のうち、医療保険の支援給付金はおおむね1兆円程度であります。令和8年度はおおむね6,000億円、令和9年度はおおむね8,000億円、令和10年度はおおむね1兆円と、段階的に構築することとされています。

国の1人当たりの平均月額試算によりますと、国民健康保険加入者につきましては、令和8年度は月額250円、令和9年度は月額300円、令和10年度は月額400円となり、後期高齢

者医療制度加入者につきましては、令和8年度は月額200円、令和9年度は月額250円、令和10年度は月額350円となっております。

なお、医療保険者が子ども・子育て支援金を徴収することになりますが、国民健康保険及び後期高齢者医療制度におきましては、低所得者に対して医療保険と同様の軽減措置及び賦課上限額を設けること、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子供に係る支援金の均等割額の10割軽減措置を講じることになっておりますが、詳細については示されていない状況であります。

次に、国の給付施策の効果についてであります。支援の内容につきまして、6項目が示されています。

1つ目は、児童手当の拡充として、令和6年10月から所得制限を撤廃し、支給を高校生年代まで延長し、第3子以降は1人当たり月額3万円に増額していること。

2つ目は、妊婦のための支援給付として、令和7年4月から、妊娠・出産時に10万円の経済支援を行うこと。

3つ目は、出生後休業支援給付として、令和7年4月から、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て給付を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給すること。

4つ目は、育児時短就業給付として、令和7年4月から、子供が2歳未満の期間に時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の原則10%を支給すること。

5つ目は、こども誰でも通園制度として、令和8年度から、保育所等に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満までの子供が時間単位等で柔軟に利用できる制度が始まること。

6つ目は、育児期間中の国民健康保険料免除措置として、令和8年10月から、国民年金の第1号保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置が始まることとなります。

次に、町独自の支援施策との整合性についてであります。この子ども・子育て支援金は国の制度であるため、町独自の上乗せはできないものとなっております。

次に、町民の声の反映についてであります。さきに申し上げたとおり、国の制度でありますので、町民の声の反映は町独自でできるものではないと捉えております。

なお、国の制度とは別になりますが、町では5年ごとに子ども・子育て支援事業計画を策定しております。現在、第3期計画に基づき、様々な子育て支援を進めておりますが、計画策定前には子ども・子育てに関するニーズ調査を行っておりますので、その中でできる限り町民の声を反映し、計画を策定してまいります。

次に、支援金の徴収と給付の仕組みの周知についてであります。町民の皆様には、医療保険者ごとに事前に案内があるものですが、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における支援金の周知につきましては、1月下旬に送付予定の医療費通知年間分に、こども家庭庁で作成したチラシを同封し周知を図るほか、制度の内容に関し、町報や町ホームページにより情報提供を行ってまいります。

次に、企業誘致について、企業誘致の方向性と重点分野についてであります。企業誘致は自治体においても、地域経済の活性化、雇用の創出、税収の増加を目指す上で重要な施策であります。本町においても、尾長島工業団地の未操業地への誘致に重点的に取り組んでいるところです。

尾長島工業団地は、平成5年度に工業団地として分譲を開始し、現在は3社の操業に結びついておりますが、令和5年度に、企業より寄附を受けた約1ヘクタールと川西町土地開発公社が所有する約0.2ヘクタールの土地が未操業地になっており、現在、この土地への誘致を中心に実施しております。

誘致を希望する企業は、それぞれの事業戦略に基づいて、最適な立地を総合的に判断すると捉えております。その中でも、インフラ整備や環境整備による交通アクセスと物流の利便性の確保、補助金や税制優遇による建築資材高騰などへのコスト削減策、必要な人材の安定的な確保及び定着後のアフターケアが重要であると認識しております。

特に企業側において、人材の確保は最も不可欠な要素でありながら、全国的な人材不足が懸念されており、本町においても同様の課題があると認識しております。人材不足は誘致企業に限ったことではなく、町内で操業されている企業にとっても大きな課題となっております。

本町では、置賜地区雇用対策協議会と連携を図り、置賜管内の高校生に対して、学校と企業によるWAKU WAKU WORKといった管内の企業の魅力を知ってもらうための定着促進事業を展開しております。今年度は、川西中学校2年生に対しても行っており、町内の企業のPRに努めたところであります。引き続きこのような取組を継続し、人材確保の点からも、町内企業の安定と優位な企業誘致につなげてまいります。

また、議員からは、長井市を参考としながら、情報通信業や環境関連産業などの分野も検討すべきとのご提案をいただきましたが、現在も産業分野を限定せず、幅広く誘致を行っております。近接する企業や関連企業等に対してもトップセールスを行うとともに、ホームページや県と連携した情報発信に努めている状況であります。

また、類似規模の市町村では、土地取得補助金、雇用奨励金、工場等建設補助金などの優遇措置を設けているところもあります。本町においても、財政状況等を考慮しながら、現在行っている固定資産税相当額の奨励金以外についても、本町への誘致を図る上で必要な施策と捉えております。

一方で、近隣市町では、新たな産業団地の造成計画が公表されております。このような中、どこの市町でも同じように、企業誘致施策を推進しても行き詰まり、停滞することが懸念されます。そこで、本町としては、企業誘致を引き続き進めていくものの、置賜の中心に位置する強みを生かし、居住地はメディカルタウンをはじめ、町内への誘導も必要と考えております。企業の誘致のみならず、町内企業への支援、働く場所は他市町であっても居住は本町といった取組も併せて推進してまいります。

次に、メディカルタウン内への介護施設や障害者支援施設の誘致の可能性についてですが、これまで公立置賜総合病院周辺の地理的優位性を生かし、医療・住宅・商業などが融合したメディカルタウン整備事業を段階的に進め、3つの診療所、薬局、ドラッグストア、スーパーマーケットを誘致するとともに、17区画の北側分譲地には、20代から30代の方を中心に約50名の方々が生活されている状況となっております。

メディカルタウン整備事業は、新たな雇用の創出、交流人口・定住人口の拡大に加え、公立置賜総合病院をはじめ診療所も充実し、町内外問わず多くの方々の健康維持につながっているもとと考えており、メディカルタウンは本町の活力向上に資する重要なエリアであると認識しております。

議員のご質問にありますC C R C（生涯活躍のまち）につきましては、高齢者の希望の実現や地方移住の推進を図る観点、高齢者の町なか移住や地域多世代交流を支援する観点から、東京圏をはじめとする地域の高齢者が希望に応じ、地方や町なかに移り住み、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指すものです。

本町でも平成29年度に、川西町生涯活躍のまち基本構想・基本計画を策定しました。当該計画においては、「すべての町民が感じる「住みやすさ」を「安心感」につなげるまち」をコンセプトに、子育て世代の定着、健康長寿社会の実現、交流人口の拡大と移住・定住の促進、町力・地域力・町民力・産業力の向上の4つの基本コンセプトを掲げております。

メディカルタウンの整備に当たっては、この基本コンセプトを取り入れ、多世代が安心して暮らす地域づくりも視野に入れ、移住・定住をはじめ、医療や商業の誘致とも連携しながら

ら、総合的なまちづくりにつながっているところです。

メディカルタウンには未開発の土地もありますので、これまでも計画に沿った整備を進めているところでありますが、医療・福祉・介護に加え、産業の連携強化は重要な視点でありますので、介護施設や福祉施設の誘致を含め、積極的に検討してまいります。

また、町民の皆さんの健康と福祉の向上が重要であることから、メディカルタウンをはじめ、町の土地利用の観点からも幅広く検討し、暮らしやすいまちづくりにつながってまいります。

次に、コロニー希望が丘の候補地の検討状況についてであります。山形県総合コロニー希望が丘は、昭和49年に下小松地内の現在の場所に知的障がい者施設として事業を開始されてから50年が経過し、施設設備の老朽化、古い施設基準による狭隘な部屋など、十分な支援を提供しにくくなり、改築が必要な状況となっております。

コロニー希望が丘を運営する山形県社会福祉事業団は、山形県が平成26年に策定した県立障がい者等施設見直し方針に沿って、地域移行、地域との交流促進のため、利用者の出身地などを考慮し、村山地方、西置賜地方及び川西町の3か所それぞれの施設で、各60人の定員に分散して改築する基本構想を策定しました。

既に長井市伊佐沢地内に開所予定の施設では、令和9年事業開始に向け準備が進められており、寒河江市高松地内にも2か所目の施設として、令和11年開所に向けて、来年度から設計等に取りかかる予定と聞いております。本町地内に予定されている施設は、令和10年に設計に取りかかり、令和13年開所の予定とされています。

これまで移転候補地として、町有地を念頭に、山形県障がい福祉課、社会福祉事業団との協議を行ってきており、現在、最終調整の段階にあるところであります。協議が調い次第、速やかに議会への説明を行ってまいります。

新しい施設が移転後も本町内に存続することにより、本町の福祉事業所の要の事業所として、これまでの連携を強固なものとしながら、障がい福祉施策の充実と地域共生社会実現へのさらなる一歩につながっていくことを期待しております。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 ご丁寧にご回答いただきまして、ありがとうございます。

二、三の質問して終わらせたいと思いますので。

まず、子育て支援金でございますけれども、具体的に月額幾らというふうにご提示ござい

ましたけれども、これというのは、この金額で、定額というふうに理解してよろしいんでしょうか。私、聞いているのは、所得に応じた算定額になるというふうに聞いておるんですけども、これ定額というふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長 近健康子育て課長。

○健康子育て課長 お答えいたします。

この金額については、あくまでも国が試算した金額でございまして、実は先日、11月下旬になります。県が納付金の仮算定を行って、現在町では、これを基に計算を行っているところであります。

今後のスケジュールといたしましては、1月下旬に本算定になりますので、それまで町は国保の運協の皆様に対して、こちらを諮問、そして答申をいただく予定でございます。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○9番 正式に決まっていないということで、これから正式になるということなんでしょうけれども、それぞれ、例えば月額250円だとすれば、これが、250円では計算できないので、9年度の月額300円だとすれば、これが12か月で3,600円の負担というふうに考えればいいんでしょうけれども、国保自体は、8期でしたか、の支払いになってくるわけなんで、請求というのはどういう形になってくるんでしょうか。というか、なってくるんでしょうかということと……それだけちょっとお願いします。

○議長 鈴木税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 ただいまのご質問にご回答させていただきます。

国保税は7月から3月までの9期となってございまして、今回の子ども・子育て支援金につきましては、この分について年額で加算しまして、それを9期に分けて納付していただくこととなります。

以上でございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 年額を9等分するというので分かりましたけれども、これというのは、そもそも国庫に入るお金というか、国の特別会計のお金でしょうから、各保険制度と一緒に請求が来るということ自体が、私、おかしいのかなと思うんですけども、その辺はどういう取扱いというか、どういう会計の流れというか、になるんでしょうかね。

○議長 鈴木税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 こちらの子ども・子育て支援金につきましては、あくまで国保税として一緒に集める、徴収するというので、これまで納付いただいております医療分、あとは後期高齢者支援分と介護分にプラスして、子ども・子育て支援分という形で徴収させていただきまして、国保会計のほうに徴収させていただくというような形になってございます。

以上でございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 つまり国保会計に入って、それからそのまま、支援金分は国庫に送るという形になる、当然でしょうけれども、そのようになるんですね。

○議長 近課長。

○健康子育て課長 流れといたしましては、県のほうから納付書が来ますので、町は県のほうに納付をして、その後、国のほうに入っていくという流れになっております。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○9番 まだまだ、ちょっと分からないところがあるんですけども、あとは国保、町が保険者ですから、国保は当然なんだろうけれども、国民一人一人に課金するということなものですから、各事業所や各保険組合等々でも、同じ割合で課金というか、徴収されるというふうに理解してよろしいんですね。

○議長 近課長。

○健康子育て課長 健康保険の皆様につきましては、こちらでは今のところ、分からないところですが、後期高齢者医療の加入者につきましては、県の連合会のほうで費用算定をいたしますので、この国の試算の金額となっているところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 国民一人一人からのご負担を願うということで、子育て支援を充実するというのでしょうから。

その中で、文中にもあるんでしょうけれども、子育て支援を受ける18歳以下のお子さん、生徒さんなどに対しての賦課というのは、どのように考えればよろしいのでしょうか。

○議長 鈴木課長。

○会計管理者・税務会計課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

こちらの子ども・子育て支援金分につきましては、所得割、均等割、平等割につきまして

は全ての方から徴収させていただきますが、18歳以上の子供さんについては、新たに18歳以上の均等割額ということで賦課をさせていただくということで、通常の均等割以外に18歳以上の方に負担していただく分も、今回の子ども・子育て支援金分には含まれているという形になってございます。

以上でございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 18歳以下の場合はどうなるのでしょうか。

○議長 鈴木課長。

○会計管理者・税務会計課長 18歳未満の子供さん、年齢の方についての均等割額というものは新たに課税されない、新たな均等割額が生じますが、その均等割額については、18歳以上の方にのみかかるというような内容になってございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 18歳以上になれば徴収される、未満であれば徴収されないというふうな答弁でいいんですね。

○議長 鈴木課長。

○会計管理者・税務会計課長 橋本議員がおっしゃったとおり、新たに加算される均等割については、18歳以上に加算されるという理解でございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 この支援金制度によって、町の国保会計というのは、影響というのはどうなんでしょうかね。そっくりそのまま国にやるんだから、影響ないといえばそれまでなんでしょう。課長、どうですか。

○議長 近課長。

○健康子育て課長 会計につきましては、この子ども・子育て支援金は、そのものだけに使われる、言ってみれば、先ほど申しあげました6つの項目だけに使われるということで、会計とはまた別であるものと捉えているところです。

○議長 橋本欣一君。

○9番 18歳未満は、結局免除になるということなんでしょうから、その分は徴収がないということで、減収にはならないんでしょうかね。私の言っていることは間違っていますか。課長、どうですか。

○議長 鈴木課長。

○会計管理者・税務会計課長 子ども・子育て支援金につきましては、町民全ての方に徴収いただくものになっております。

その中の新たな18歳以上の均等割額については、18歳未満の方には賦課されないという形でございまして、国民健康保険税総額としては、こちらの子ども・子育て支援金分が増額となるというような形となります。

以上でございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 結局国庫にいくんでしょうから、そんなに本体自体は変わらないというふうに理解していいのかなと思っておるんですけども、支援制度自体で、川西町独自でやっている支援制度は、医療費無料化や、そういったものに様々、保育料の軽減とかという部分があるわけなんですけれども、6つの国の施策が答弁書の中でございまして、それと共通して重なる部分というのは、町の施策の中ではないんでしょうか、支援制度の中では。

○議長 近課長。

○健康子育て課長 このたびの子ども・子育て支援金につきましては、全国共通のものでございますので、町独自で重なるものはないと捉えております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 私が聞きたいのは、町と重なる部分があった場合に、その重なった部分は町としては負担しなくてもよくなるという、二重の負担になるわけなんで。そういった部分は、今のところないというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長 近課長。

○健康子育て課長 重なる部分はないということで理解しております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 それで、6つの施策があるということでしたけれども、柔軟な支援金の使い方というのは可能なんでしょうか。町独自に制度を設けたものに補填するとか、そういった形での支援というのはできないんでしょうかね。

○議長 近課長。

○健康子育て課長 お答えいたします。

この6つの事業につきましては、先ほど申し上げたとおり全国共通でありますので、それ以外に使うことはできない、法で改正されているもののみというふうになってございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 もう少し柔軟に使えば、各市町村に合った施策に適用できるというふうに考えればいいんでしょうけれども、なかなかその辺はできないということでしたので、ぜひ町長、これも要望しながら、柔軟な使い方というのは考えていただきたいなと思います。

徴収から始まって、施策の執行なども含めて、これは誰がやるんでしょうか。結局、市町村の職員の方が、それぞれ事務手続から、施策の運用から何かというふうにやっていくというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○議長 近課長。

○健康子育て課長 お答えいたします。

国民健康保険につきましては、町が医療保険者になってございますので、町のほうで行うものと捉えております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 ですから、従来までの施策のほかに、さらにまた職員の方の事務負担が、こんなに増えるんじゃないかなと私、思っておるんですけれども、その辺はどうなんでしょうね。

○議長 近課長。

○健康子育て課長 実際、職員のほうになってみますと、事務は増えてくるのかなと懸念しているところがございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 ぜひ町長、こんなに増えるんですから、職員も増やしていただいて、バックアップ体制というもの、これやっぱりやっぺいいかない、職員の働いて働いて働いて、もう一回、もう二つぐらい働いて働いて、職員には通用しないと思うんですね。

ぜひ、こういった面でのバックアップ体制というものを考えていただきたいなと思います。町長、どうでしょうか。

○議長 茂木町長。

○町長 お答えさせていただきます。

子育て関連の事業のみならず、役場の自治体の職員に対する負担というのは、様々な分野で大きくなっているなど感じているところであります。ですが、人口減少に沿った人員の確保についても目指していかなければならないという中で、やはりどこかでは負担軽減を図りながら、どこまでさらに充実していくというようなことは必要になってくるかなと思いますので、適正配置に努めてまいりたいと思います。

○議長 橋本欣一君。

○9番 ぜひワーク・ライフ・バランスというものを取っていただきながら、運営というか経営していただきたいなと思います。

この制度自体、来年4月から徴収されるということ自体は、ほとんどの方、私だけではなくてほとんどの方、知らないんじゃないかなというふうに思うわけで、1月の町報なりチラシなどで周知するということですが、やっぱり分かりやすいチラシで、このぐらいご負担が増えますよということ、先ほどの質問ありましたけれども、物価高騰の中でさらなる負担なわけですので、ぜひここら辺は、町民の理解を得られるような丁寧な周知の方法を取っていただきたいと思いますけれども、ありきたりの保険組合からのチラシだけじゃなくて、やっぱり温情味のあるようなチラシにしていいただければなと思いますけれども、課長、どうでしょう。

○議長 近課長。

○健康子育て課長 議員おっしゃるとおり、ご負担をいただくわけですから、分かりやすい周知に丁寧に努めていきたいと思います。

○議長 橋本欣一君。

○9番 よろしくをお願いします。

それでは、企業誘致についてお伺いします。

企業誘致、尾長島団地の誘致に努めているということですが、規模もちっちゃいし、誘致企業もなかなか見つからないということ、条件なんですけれども、何が原因で企業に来ていただけないというふうに町長はお考えでしょうか。

○議長 茂木町長。

○町長 今まで企業によって、どういった規模の事業を目指すか、あるいは業種によっても、様々考えが異なるのかなと思います。幅広い企業を誘致しているところでもありますので、逆にどこに響くのかなと、広過ぎるといった声もあれば、狭過ぎて駄目だという声もありますし、ただ、どこかでのタイミングでというか、どこかの企業にとっては、あそこの立地と大きさというのが非常にマッチするという場合も出てくるかと思いますので、引き続きトップセールスに努めてまいりたいと思います。

○議長 橋本欣一君。

○9番 昨年度の決算の中では、出張費程度の予算執行しかなかったように記憶しておるんですが、課長、どうでしょう、具体的にはどんな企業に、名前は出さなくても、どんな分野の企業に働きかけたというような実績があったら。

○議長 色摩政策推進課長。

○政策推進課長 ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思います。

町長の答弁にもありますように、令和5年度に土地の寄附を頂いてから、実際のところ、4件ほどの問合せをいただいたところでございます。そのうち2件につきましては、現地視察などもしながら、丁寧に対応してきたところでありまして、現在のところは、まだそこまで、マッチングまでには至っていないというような状況でございます。

また、今回、今年度からになりますけれども、県のほうとタイアップをしまして、工業用地のご案内ということで、ガイドブックを作成したところでございます。こちらにつきましては、関東方面とかにもいろいろPRに、県のほうと一緒に努めているというふうな状況でございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 課長、誘致の2件のお話、具体的に当たったということですが、その中からは、誘致につながるようなヒントというか、これがあつたらいいんじゃないか、これが悪い点なのかというような、そういう点なんかは引き出せなかったものでしょうかね、どうなんでしょう。

○議長 色摩課長。

○政策推進課長 やはり企業によっても考え方が全然違っておりまして、先ほど町長がおっしゃったように、やっぱり広過ぎると、狭過ぎると、いろんな声がございまして。さらには、やはり近隣の隣地もございまして、そちらとの状況はどうだとか、そういったことまでも心配する企業がありますので、総合的にやはり企業のほうは、いろいろ誘致に当たっては考えているのかなというふうには捉えているところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 なかなか企業側にとっても、条件に合ったという場所じゃないということなんでしょうけれども、以前は川西町の労働者の、質と言うと、これは語弊があるのかもしれませんが、随分前の話です。農繁期になるとどうしても休んでしまうとか、そういったことで、継続性がないとかという、一時言われたことがあったわけですが、今はそういう時代でもないし、常勤体制としては、企業さえあれば勤められるという、人手不足というのもあるようですけれども、勤められるような体制というのは整えられるのかなと思っているんですけれども、その辺を売りにとか、売りにできるのかできないかですけれども、山大王工学部もある、あるいは置賜農業高等学校もあるということで、比較的人材育成の部分でも優

位性というのは保てるのかなというのが考えなんですけれども、やっぱり町長、ターゲットを絞って誘致していくということが大事なんじゃないかなと思うんですけれども、どうなのでしょうね。なかなか厳しい状況だというのは、我々も分かっておるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 茂木町長。

○町長 企業誘致を進める上で、狙いというのは様々あるかと思うんですけれども、例えば企業に来ていただいて、税金、法人税を納めていただく、固定資産税を納めていただくことで、川西町の税金を獲得して、それを町民の皆さんに使える施策に使うことができるということが、まず一つの魅力かと思います。

それともう一つ、雇用の創出というところもあると思うんですけれども、雇用の創出に関しては、むしろ今、町内の企業さんは、本当に人材不足という問題に直面しております。今年も去年も、かなり町内企業を回らせてもらったんですけれども、そこで、今どんなことが課題となっていますかとお話を伺うと、本当に人材不足ということが、どの企業さんからも伺ったところでもありますので、そういった面で、雇用がしっかりあるはずなのに、来ていただけないというところも問題だなと感じているところでもありますので、まずは企業誘致に、力を入れ過ぎてと言ってはあれなんですけれども、外から来られる企業さんへの支援よりも先に、まず町内企業さん、事業者さんへの支援を図り、雇用創出、問題を抱えている課題を解決できるようにというところを取り組んでいければと考えているところでもあります。

○議長 橋本欣一君。

○9番 答弁書の中では、一方では近隣市町に工業団地の造成などもあって、言わばベッドタウン化というか、よそにお勤めに行って帰ってくるというような考え方も必要じゃないかというふうに町長はおっしゃっているわけなんですけれども、企業誘致とベッドタウン化というのは相反することなんでしょうけれども、やっぱりメディカルタウンの優位性、福祉等々の優位性も考えながら、いろんな意味で、これから6総始まるわけなんでしょうから、中には文章あるんでしょうけれども、どちらかに重点を置かないと進まないのかなと思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長 茂木町長。

○町長 完全にゼロ、100で、どちらかというわけでは、もちろんないわけではありますけれども、比重としましては、やはり住みやすい町というところを掲げ、住みよい町を掲げたいと考えておりますので、というところでもあります。

○議長 橋本欣一君。

○9番 質問するほうも答弁するほうも、やっぱりちょっと苦しいなというところがあるんですけれども、ぜひ誘致運動も、ベッドタウン化というのも視野に入れながらということなんでしょうけれども、そういうふうには理解いたしました。

最後に、コロニーの件でございますけれども、メディカルタウン内に、せっかくCCRC構想から始まった中で、買物や福祉や、そういったものも配置するという中で、メディカルタウンの中にコロニーを誘致するというふうな検討というか、お考えというか、発想というのはないものでしょうかね。

○議長 色摩政策推進課長。

○政策推進課長 ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思います。

メディカルタウンにつきましては、ほとんどが民地ということでございます。民地となりますと、地権者、近接する方々への理解ということも必要になってきますし、もともとコロニーにつきましては、町有地ということを優先しながら、これまで検討を進めてきたというふうな状況でございますので、そういうことから考えますと、メディカルタウンについては、なかなか厳しいのかなというふうに思っております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 コロニーの新築・移転については、当然県の施設ですから、県が主導なんだろうけれども、土地提供等々については、町が主導になっているわけでもないんですか。あくまでも、県とももちろん協議なんだろうけれども、県が主導するのか、あるいは町が主導するのか、どうなのでしょう。

○議長 梶山福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

これまでもご説明させていただいておりましたが、県の障がい福祉課と、それから運営をする、現在の施設も運営している社会福祉事業団と、3者での協議をしております。

主導といいますか、色摩課長からもありましたとおり、このたびの土地に関しては、町有地をというふうな形で協議を進めていましたので、そういった面では、町主導というのではないのですが、町の中でも提供できるところがあるかというのをこちら側でも考えながら、それが条件に合うかというようなところを協議しながらというところがございます。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○9番 この候補地というのの期限というのはないんでしょうか。いつまでもずるずるかかっていても、間もなく発表できるでしょうということですので、期待はしておるんですけども、来年、今年度中とか何かという期限というのはなかったんでしょうかね。

○議長 梶山課長。

○福祉介護課長 お答えさせていただきます。

昨年度の12月の全員協議会でもお示しをさせていただいている資料の中に、社会福祉事業団のほうのスケジュールというのをお示しさせていただいております、本町地内に建設の建物につきましては、10年度から設計等々に取りかかるというふうなことになります、13年から事業開始ということ、10年からの取りかかりであります、9年中には予算等々の手だてをするということになりますので、間もなく限られた時間の中で決定していくような運びとなるかと思えます。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○9番 すっかりそのスケジュールというのを頭からなくしておまして、大変、二重の質問になってしまいました。

適正な場所というのを、できれば福祉部門での貢献に、町の発展に寄与するような場所であればいいのかなというふうに思いますし、近年は、先ほどの熊の話もございまして、いろんな条件があるようなんですけれども、適正な場所を選んでいただいた形での、コロニー、長らく当町に貢献された施設でございますので、最適な場所を探していただきたいと思えます。

町長からもし、最後にコメントございましたら。

○議長 茂木町長。

○町長 コロニー希望が丘さんの候補地につきましては、本当に最終段階の協議に入っておりますので、決まり次第、早急に議員の皆さん、また町民の皆さんにお示ししていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○9番 終わります。

○議長 橋本欣一君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時15分といたします。

(午後 1時59分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時15分)

○議長 第4順位の高橋輝行君は質問席にお着きください。

第4順位、高橋輝行君。

(10番 高橋輝行君 登壇)

○10番 まず最初に、12月定例議会の私なりの感想を申し上げたいと。あんまり枕を長くしますと、議長に注意を受けても困るわけですが、持ち時間1時間頂いておりますので、その範囲の中で、通告申し上げたことに沿って質問いたすわけですが。

茂木町長、非常に町民からの支持率が高くなりましたよね。私も小松の町なか、私を支持していただいている方、あるいは企業関係の方もおりますので、お茶飲みに行くんですけども、どうだと。どうだというふうに私に聞くのは、茂木町長がどうだと、こういうことですよね。私もあんまり褒め上手でないものですから、余計なこと言わないで、頑張っている。

あるときに、請願書関係で、固有名詞を挙げますけれども、分かりやすく。これも質問の趣旨に入っているわけですが、寒河江 司議員と請願書の関係で、ある民間の方に行ったんですよ。寒河江議員はうまいんですよね、これ。どうだと、いや頑張っているよと、一生懸命だと、非常にうまいんです。私は、やっているよということですから、どっちも、寒河江議員も私も、茂木町長を厚く信用しているわけでありましてけれども、私の場合は、男女に例えれば、昨日来のやり取りを、私も反省しなければならないというのが多くあるわけですが、片思い、こんな感じがするわけです。茂木町長に対してですよ。

どうということだかといいますと、私も、町長になられる2年前にいろいろいきさつありまして、主流派でなく、非主流派というふうに自分を言っているわけなんですけど、茂木町長を好きだよ、応援するよと私も言った以上は、1期4年間は最低これは、茂木 晶さんを一生懸命応援する役割が私にはあるというふうに思って、固く誓いを立てているわけなんです。

しかし、片思いだから、相手がどう思っているか分からないというふうになりますけれども、これは何も茂木 晶さんのためでなくて、町のため、そして町民の負託に応えるために、やっぱり茂木町長を盛り上げてやらなければならないと。これは寒河江 司議員も同じだというふうに思うわけでありまして、そのことをまず最初にお誓い申し上げたいと思います。

そこで、今、議会も特別委員会をつくっておるわけですが、議会のあるべき姿、これは鈴木議長に、この場で申し上げる内容でないかもしれませんが、寒河江 司君は今、議会運営委員長でしょう。橋本欣一議員はベテランですよ。私も10期目ですから、そういう意味では、当選回数だけではベテランだ。ところが、吉村さんは委員長でしょう。共産党、党籍を置いているわけですから、共産党の議員が2人でしょう。そして議運委員長と私と、こんな、鈴木議長、寂しい議会ないですよ、これ。議長が、全国議長会で報告があったでしょう、成り手不足のことについて。お誓いをしてきたと、議長、報告したでしょう。幸廣さん、あなたの会派があるわけですから、その中から一般質問、これは出すべきですよ、3月の議会に。この議会壇上で、鈴木幸廣議員に注文をつけておきたいところであります。

さて、先ほど、これも人のことを言うわけでないんですけども、非常に先ほど、名前は申し上げませんが、やり取りで、一般質問というのは、私、分かったふりして言うんでないけれども、町民に向かって言いたいわけですけども、町長に対する、与えられた1時間の中で、今は茂木町長ですよ。茂木町長、どうなんだと、場合によっては、まだ日が浅いですから、ご存じないこともあるかもしれません。しかし、それはそれで、姿勢をただしていくと、あるいは提案をしていくという場面であって、先ほどの内容、誰とは言いませんけれども、国保制度そのものに日本共産党は反対しているんですよ、制度に。にもかかわらず……

(反対していないぞ)

○10番 何言っているんですか。橋本三夫さんが、そういうふうに私は……

○議長 高橋輝行議員に申し上げます。

質問を行ってください。注意します。

○10番 私はそのように理解をしているわけですが、非常にストレスがたまるような、そういう町長に対する質問の仕方ではなく、研究をしなければならない、このように申させていただきたいと思います。

さて、昨日、原田町長の、前町長の臭いのする条例というふうに申し上げましたけれども、これは質問にも関わるわけですけども、ぜひ茂木町長、島貫副町長以下、優秀な職員の力を借りながら、何も原田前町長を全て否定しろと、茂木さんね、言っているんでなくて、ぜひ、出張、出張で忙しいのは分かります、しかし、内部のことを、職員あるいは副町長を信じて、そして茂木カラーというものを、この1期4年間の中で、4年待ちますよ、2年終わったんですよ。その中で、ぜひ茂木 晶の味つけをした、ひとつ基本となる条例、いわゆる

国で言えば憲法ですよ、これはひとつ、よく、勉強というよりも聞き耳を立てながら、そして、優秀な職員いっぱいいますよ、これを活用していく。

しかし、町民に今日の質問のことを言ったんですが、原田さんの味つけが、20年でどっぶり漬かっちゃったんです。漬物でいえば、塩漬けにするでしょう。塩を抜いてからでないと、春先食べられないんです、冬も。これ、どう抜くかと。

しかし私は、茂木さん、全て塩を抜くということではなくて、やはりいい部分もあるわけですよ、原田さんのね。ここは残しながらも、ぜひ茂木カラーを出していただいて、そんなにきもまないで、ぜひひとつやっていただきたいと。

さっきのやり取りの中で、ちょっとうれしかったのは、住みやすい町と住みよい町、住みよい町ということで、茂木町長と確認したというか、ちょっと言い直ししながら、橋本議員の答えに対して、住みよい町と、議長、これも質問に入っていますからね。そういう言葉で、住みよい町というふうに言い直されて、だんだん茂木町長、ご認識を深くされて、6次の総合計画を基にして、この10年間、1期4年だけでなく最低3期、3期以上をしますと、権不十年とって、これなかなか、腐れてくるというような言葉があるわけですが、長く務められることを目指して、やってほしいというふうに思うところであります。

住みよい町ですよ。住みよい町については、前段は長くなりますけれども、事務方の力を借りながら、言葉を整理しますと、住みよい町とは、住んでよい、心地よい、あるいは雰囲気の良い、安心感がある、いわゆる心の満足という、なかなかやっぱり優秀な事務方がおりまして、ちょっとメモを頂いたんですけれども、住みやすいとなりますと、交通の便がいいとか、買物が便利だとか、生活の利便。生活の利便となりますと、様々道路の問題から、いわゆる、経費もかかりますよね。やっぱり住みよい町、茂木町長が改めて第6次に記載された。この言葉を180人の職員が一致団結してやることによって、我々も、住みよい町を茂木町長町政でやっていくんだと、我々もそうなんだということを大合唱をしながら、コーラスでいえば音が合うような、そういうふうにしていけば、これから、来年からの10年というものは、非常に茂木町長の言う、夢ある豊かな社会に必ずやなるというふうに信じてやまないわけでありませう。

先ほど、これなんかも、人の質問にけちつけるようですが、決してけちではないわけで、茂木町長は今回の第6次総合計画の最終版には、雇用関係は置賜地域全体で検討していく課題だと、明確に我々に説明しているんですよ。その後の字句の修正では、この文言は若干弱くなっておりますけれども、さらに、必ずしも町内で雇用を満たす必要はないと、こういう

ふうに文言では、菊地担当が説明、あのときは大祐君ですか、説明されたわけで、私はなるほどと思っているんです。

ですから、先ほど雇用、もちろんこれ、働く職場、会社誘致、頑張っていたきたい。しかし、限られた面積の中で、そんな大手の企業が来るわけじゃないですよ、大体。しかしそんな、否定をすることないわけですけども、ご努力いただきながら、総合計画で明確に説明されました、雇用は置賜地域全体で検討していくと。これが茂木カラーの、そうだなというふうに、私はここに強くメモしておくわけで、必ずしも、そしてまた、町内で雇用を満たす必要はないと。決してこれは諦めているということじゃなくて、置賜は一つだという観点に立った茂木晶町長の考え方だというふうに、私は賛同をいたしておるわけでありませう。

さて、通告いたしております内容、大分たちましたけれども、一つは、茂木町長、ちょっとぱぱっと書いちゃったけれども、破壊活動防止法について、この法律をご存じですかということですよ。

この法律に基づく調査対象団体というものも明確にあるわけで、これご存じですか。さらに、破壊活動防止法に関連しまして、扇動罪というの、扇動すると、あのやろう悪いんだと、例えばテレビが悪いんだと、これ扇動すれば扇動罪なんですよ。こういうことをご存じですかと。

2つ目は、ここが大事なんですけれども、これ、私はあんまり本も読まないんですけども、たまたま内容を見まして、以前からちょっと温めておった内容ですが、官僚のタイプというふうにしたんですが、いわゆる職員ですよ、180人おられますよね。この城山さんという、小説の中で、大分前の古い小説になりますけれども、官僚、役人、あるいは職員というふうに置き換えましょう。4つのタイプがあると、こういうことなんですよ、この城山三郎さんの小説ではね。通産官僚ですから、よく人間観察している内容でしょう。

一つは、ここに通告しました国士型と。強烈な自負と熱意を持つ、そういうタイプですよ。それから調整型、調整しながら、そういう優秀な職員もおられますよね。それから吏員型と、長の補助機関で働く公務員、小粒だけれども一生懸命頑張っていると。そして、4つ目は下請型と。このように、小説の中では整理されているようなんですけども、ここの小説の部分のパクリなんですけれども、俺たちは、町に置き換えれば、町に雇われていると、何も茂木町長に雇われているわけじゃないと、こういうことですよ、でしよう。置き換えればですよ。俺たちは町民に雇われているんだと、茂木町長に何も言われて、どうこうじゃないんだという、これは言うなれば国士型ですよ。私の好きなタイプなんです、ただ勤めだと

すれば、明日から来ることないと言われるような、そんな感じになるわけですがけれども、官邸から命じられた、強いられて付度し合う官僚に生気が感じられない。

茂木町長は、この4つのタイプでいけば、ほかに何かタイプがあれば結構なんですけど、どのタイプが好きですかという2つ目の質問であります。

3つ目は、これ定番ですけども、財政についてですね。令和7年9月議会において、前回の報告がありました令和6年度の健全化判断比率のうち、実質公債費比率と将来負担比率について質問します。

4つの計数、一つの基準があるわけですが、特に実質公債費比率と将来負担比率についてのみ通告をし、質問をいたすところであります。

これは、嶋貫代表監査委員、今日出席ですが、監査委員からの決算審査意見書、大変重い内容ですよ。令和5年度の結果ではあるが、実質公債費比率は山形県内でワースト4位。これは何も茂木町長でないんです。前任者ですよ、原田さんですよ。それから、将来負担比率は県内ワースト2位と、これは褒められないですよ。これも具体的に、分かりやすく言えば、原田さんですよ。原田俊二君が20年の中で、こういう足跡を残していったんですよ。

そのことをいつまでも言っていられないわけで、今回は最後の、この種のことについては私の指摘かなと思って、あえてここで、監査委員、私が言ったんでないよ。監査委員の重い報告書をここに書いて、通告したところです。

改善に向けた対応としては、借入残高を少なくするため、繰上償還や新たな借入りの抑制を図っていく必要があると考えるが、どのように進めていくかと。これは、坂野企画財政課長並びに石田補佐からのご指導を得ながら、勉強しながら、ここで自分なりの考え方をちよっとまとめて、通告いたしたところです。

現在、地域振興拠点施設（まちなかテラス）や、これは私は最初から最後まで反対です。条例についても反対をするところでもありますけれども、まちなかテラスや川西町学校長寿命化の整備、これはやらなきゃならないね、実施しております。このままでは、これからの数値が悪化する一方ではないかと、今後の見通しをどのように考えているか、こういう通告をいたしたところでもあります。

状況が厳しい中であっても、災害時に備え、財政調整基金、財調、何回も言いましたね、標準財政規模の5%以上と。原田さんは、数字を織り込めない、織り込めない、織り込めない、と、こういうことですよ、辞め際に5%。ところが今、茂木さんは10%を超えると。総務省の指導の範囲内ですよ。これからそれを超えていくと思います。しかし、財調についての

積立てを計画的に行っていく必要があると考えるが、どうかという質問をいたしたところ
あります。

以上であります。

○議長 高橋輝行議員に申し上げます。

本職宛ての通告については、全文通告となっておりますので、前文はよしとしながらも、
全文通告でありますので、正確に通告のとおりご発言願います。

答弁を求めます。

町長、茂木 晶君。

(町長 茂木 晶君 登壇)

○町長 高橋輝行議員のご質問にお答えいたします。

初めに、破壊活動防止法について、この法律及びこの法律に基づく調査対象団体をご存じ
かについてであります。破壊活動防止法は、暴力主義的な破壊活動から国民の安全を守る
ため、国が必要に応じて団体等に対して規制を行うことを定めた法律であり、この法律の運
用は、国の機関である公安調査庁などが担っているものと承知しております。

また、この法律に基づく調査対象団体についてであります。過去の国会答弁やインター
ネット情報などから、幾つかの団体名が挙げられていることは承知しております。

次に、扇動罪をご存じかについてであります。日本の刑法には扇動罪という名称の独立
した犯罪はありませんが、破壊活動防止法や暴力行為等処罰法など特定の法律の中で、暴力
行為や破壊活動をあおり立てる行為として、処罰の対象となっているものと捉えております。

次に、官僚のタイプについて、どのタイプが好きかについてであります。議員が示され
ております国士型、調整型、吏員型、下請型という表現は、城山三郎氏の小説「官僚たちの
夏」で用いられているものだと存じますが、一般的に認知されているものではないことから、
私も存じ上げておりませんでした。

官僚を町職員に置き換えて考えるとすれば、町職員には地方公務員法により、全体の奉仕
者としての義務、法令遵守、職務専念義務、政治的中立性の確保及び守秘義務が課されてお
り、その中で職務を行っております。

私は、どのタイプが好きかということではなく、職員が責務を遵守し、地方自治法の本旨
を踏まえ、住民の福祉の向上に努める職員であってほしいと考えております。

次に、財政について、実質公債費比率及び将来負担比率の結果についてであります。本
町ではこれまで、公共施設の整備や学校の耐震化など投資的経費の財源として、町債を多く

活用してきました。特に近年は、役場新庁舎の建設、旧庁舎や中央公民館の解体、町民総合体育館の耐震化など、立て続けに大型事業を実施し、町債の残高が伸びてきた状況にあります。

この2つの指標は、町債の残高や単年度当たりの償還額が結果に大きく影響しますので、借入金の伸びによって数値も上がってきたものと捉えております。

さきの9月議会定例会においてご報告申し上げたとおり、各指標は早期健全化基準、いわゆるイエローカードの基準には達しておりませんが、特に実質公債費比率、将来負担比率につきましては、県内でも他団体と比較して高い数値であると認識しております。

次に、改善に向けた対応についてであります。議員ご指摘のとおり、この2つの数値を改善していくためには、借入残高を少なくしていく必要があります。これまで借入れを行ってきた町債の繰上償還を行い、借入残高を下げることによって、将来負担比率を下げることであります。

また、毎年の返済額より借入額を少なくすることによって借入残高が減少し、将来の実質公債費比率の低減につながります。あわせて、町債償還の原資となり得る基金残高につきましては、将来負担比率の負担額から除かれますので、基金の積立についても重要であると考えております。

次に、今後の見通しについてであります。令和7年度はご指摘の施設整備等があり、予算規模も大きく、町債の予算額も大きくなっているため、将来負担比率は大きく伸びるものと見込んでおります。また、実質公債費比率は、借入金の元金償還が始まった年度以降に影響が出るため、数年後から数値が上がってくるものと見込んでおります。

これらの指標が高いまま推移すると、将来に大きな負担を残すことになりかねないため、借入額の抑制と繰上償還を計画的に進めていく必要があると考えております。

最後に、財政調整基金への積立についてであります。財政調整基金の目的として、財源調整や災害対応などの財源として充てることができるかとされております。

今後、災害等の不測の事態に備え、財政調整基金の積立を計画的に行っていくことは、議員ご指摘のとおり、重要であると認識しておりますので、先ほど申し上げました借入れの抑制、繰上償還の実施と併せて、財政調整基金への積立も、財政状況に合わせて進めてまいりたいと考えております。

以上、高橋輝行議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 高橋輝行君。

○10番 私も40年、議員を務めさせていただいています。

代表監査委員に川崎初太郎さんという県職員の方が、中郡の方です、おりまして、県議会で一般質問をこのように、議長にお言葉を返すわけでないけれども、県政全般という通告をした県会議員がいたそうです、社会党の。県政全般と。そうしたら、内容を言ってくれと、いや、県政全般だと、皆さんが仕事をしている中で、何を聞かれても分かるようにしておくと、こういうやり取りがあつて、最後まで通したそうですけれども、私はそんなむちゃなことしませんよ。1時間頂いた中で、議長の言うことは一つの申合せとして、私たちは理解しておりますけれども、その許容範囲は若干いただきながら進めていただければ。

あるいは、注意しなければならぬ場合は、これは休憩しまして、どこがどうなんだという、これ議長の権限、議長というのは合議制でなっているだけで、議会運営委員会を開いていただいて、ここだというふうな指摘していただかないと、議長席に座れば何言ってもいいんだということでは困るわけですよ。ぜひそこは、よく勉強していただきたいということで、今後そういうことになりますと、町政全般という通告しますよ。

以上であります。

それで、破壊防止法について、ちょっと、いわゆる町長は立場上、一般的な法律の内容をご披露されましたけれども、調査団体ご存じですか。

○議長 茂木町長。

○町長 ただいま答弁の中でお伝えさせていただきましたが、国会の答弁やインターネットの情報から、幾つかの団体名が挙げられているということは承知しているところであります。

○議長 高橋輝行君。

○10番 赤旗新聞というのがありますね。私、ちょっと殴られましたけれども、川西の代表を務められた平田啓一さん、私の家に吉村議員と共に、共産党の赤旗取ってくれということがありまして、令和3年頃ですか、メモしておりますけれども。

この新聞の中で、暴力革命というふうに言われたが、違うと。共産党のことですよ、自分の党のことですよ。それで書かれている内容があるんです。その中で破壊防止法という、これは安倍さんが総理大臣で、官房長官が加藤さんということで、その時代に閣議決定、国の閣議決定ですよ。そこで確認された内容が、いわゆる共産党は暴力革命の党でありという…

…

○議長 高橋輝行議員に申し上げます。

固有の政党名を出して誹謗中傷するような発言でありますので、質問内容を変えてくださ

い。注意します。

○10番 議長ね、注意はいいけれども、私はこの新聞に書かれている、自民党の私は党员ですが、共産党さんの自分ところの党で書いていることと、国の閣議決定された内容を披露しているだけです。

質問続けます。

こういうことでありますから、ここの破壊防止法に基づく調査対象団体になっているという、日本共産党はですよ。こういう内容ですが、ご存じないですか。

○議長 高橋輝行議員に申し上げます。

地方公共団体の権限外でありますので、質問を変えてください。

○10番 ご存じですか、町長。

○議長 質問を変えてください。

○10番 今、質問を変えるというのは、どういう権限であなたが言っているか分からないけれども、調査団体にはこういう団体になっているんです。日本共産党、それから在日本朝鮮人総联合会、それから全日本学生自治会、全学連ですよ、そして大日本愛国党と。こういう5つの団体が、いわゆる調査団体になっているんです。

町長は立场上言えないということを理解しつつ、そんなことですが、これなっているんですよ。間違いはないんですけども、それはひとつ、2016年（平成28年）3月に安倍首相が言いまして、閣議決定で明確に調査対象団体だと、破壊活動、国を転覆させるということですよ。この防止法に基づく団体だということを申ささせていただいて、時間も限りありますから、このことを強く指摘させていただいて、これは論より証拠あるんですよ、これね。今年の3月議会ですけれども、私は橋本議員に、へらからっていんなと言われたんですよ、議長ね。あなたも言いましたよ、へらからっていんなというのは……

○議長 高橋輝行議員に申し上げます。

個人のプライバシーに関する情報については発言をお控えください。注意します。

○10番 注意なんか何回も言うけれども、これ町民の命を守る、国を守るためには、これは強く指摘をしなければならないわけでありまして。

マイク止めたんですか。あえて止めたんですか、今。

○議長 止まっています。

○10番 ちょっと議長、確認。ちょっと確認。

○議長 マイクは止まっています。続けてください。

○10番 あなたに言われなくても続けますよ、これね。持ち時間ですから。

今のことで、次の質問にいきましょうね。

ですから、私は先ほど申し上げましたとおり、皮肉でないんですよ。国保制度そのものに反対している者が、非常に先ほどの質問のやり取りは、所管の課長は明確に答えておられるのでいいんですけれども、一般質問というのは町長にしていくべきでしょう。事務方に、机の前に行って聞けばいいんですよ、聞いているほうがつらいですよ、これね。そういうところを注意してくださいよ、今後ね。

質問を続けます。

そこで、財政関係に移りますけれども、町長、自ら自分の、茂木さん、自ら自分の、私はさっきあったとおり片思いですよ、それ。あなたの態度を見れば分かります。だけれども、今頃変えられないから、好きだと言っちゃったわけだから、世の中に。あと2年ありますよなんて。

その中で、自分から自分の首を絞めているんじゃないかというふうに心配するんで、片思いの立場で言うんですが、実質公債費比率が13年と15年、財政から頂いた内容、ここ18%超えているでしょう、実質公債費比率。これでは、知事の許可がなければ金借りられないと。

これ、明確に今まで出ていなかったんですよ。これご存じですか。

○議長 茂木町長。

○町長 ただいまのご質問にお答えします。

こうした資料が今まで出ていなかったかどうかについては、ちょっと把握しておりませんでした。

○議長 高橋輝行君。

○10番 閉会中の所管事務調査と同じで、要求しなかった議員のほうで反省をしなければならない、私も含めて。そのように理解したほうがごしやげないでしょう。出さなかったほうが悪いでなくて、要求しなかった議員のレベルが低いんですよ、私も含めて。

しかし、出されたんですよ。坂野課長、現職でしょう、まず。坂野課長の個人的に見ますと、個人批判でないですよ、原田君のときに財政課長しながら、茂木さんも2年間使っているという状況で、私なりの分かりやすい言葉で言えば、原田さんの十分味の染み込んだ課長を継続してお使いになっていけば、これは人事権は町長ですから、今回突然出してきたという感が否めないわけですが、財政課長から聞きますか。

○議長 坂野企画財政課長。

○企画財政課長 ただいまのご質問であります、9月定例会の途中でこちらからお示した資料のことだと存じますが、これは、以前から高橋議員から資料として求められていたものをまとめて、6年度の決算が出てからということで、9月にお渡しした資料だと思っております。

これまで、必ず毎回議会にお示しするような中身ではなくて、あくまでも内部の将来の推計見通しの資料でございますので、あくまでも参考にとということでご覧いただいたつもりでございます。

○議長 高橋輝行君。

○10番 俺が出せと言ったから出したと言わないばかりの内容ですが、俺に何も欲しいと言ったわけじゃないですよ。ちゃんとした資料請求を、議長、請求をしまして出しているわけなんで、今の言葉は非常に何か、奥歯に物が挟まるような言い方で、ちょっと気に食わないんですが、いずれにしても、それに基づいて茂木町長は、先ほど答弁書、繰上償還、こういうこともあるよと、そして事業費抑制ということを行ったんでしょう。このことが多分にあるわけでしょう。お答えください。

○議長 茂木町長。

○町長 議員のご指摘のとおりでございます。

○議長 高橋輝行君。

○10番 片思いついて、なかなかつらいんですね。私がラブコール言っても、どうだか分からないけれども、ただ私は、27万5,000円の毎月報酬を頂いていますよね。10年しようが1期しようが同じですよ。そして、12月10日に50万のボーナスをもらう。これ、死に物狂いでやらなければならないと、そういう使命感を持ってやっているつもりなんですけれども、まだまだ足りない分ありますけれどもね。

これ繰上償還でしょう、茂木さん、ちょっと思いませんか。茂木さんはたった2年ですから、新しくこれから診療所関係、おやりになるものは増えてきますよ、これ。しかし、この部分については、原田さんの据置き期間があつて、それで償還が始まって、そうしたら13年と17年にぽこっと出ていると、実質公債費比率18%を超えている。知事の許可がなければ金が動けないと、こういうことですから、大変な内容でしょう、どうですか。

○議長 茂木町長。

○町長 今までの投資的な金額がかさんだのために、町債残高が多く発生し、このような実質公債費比率が高くなったという認識であります。

○議長 高橋輝行君。

○10番 茂木さんは非常に優しいんですけども、私はあなたを考慮して、やりやすいように考えているんですよ。まだまだ私のラブコールが足りないんで、何か前任者を擁護するほどじゃないけれども、私は全部、原田俊二君を全部否定しているんじゃないよ。いいこともありましたよ。しかし、野党という立場、原田さんの場合はね。

ですからやっぱり、何か問題をほじくり出して言うという癖がついているんで、茂木さんの場合はそうはいかない、好きだと言っちゃったわけだから。あなたはどうも、そういうふうに思っていないようですけども、だから片思いと言ったんですよ。片思いは、これ死ぬまで片思いだか分からないよ、これね。俺もこの次出られるかどうか、出る気ですけどもね。

それで、にもかかわらず、だからあなたの、町長が、原田町長の、ちょっと乱暴な言い方ですけども、坂野課長を責めるわけでもないけれども、原田俊二さんの十分染み込んだ、そういうノウハウの中でじゃないけれども、その方が突然、茂木さんが10億と、それを超えると大変だよと。これからやろうというやさきに、前任者の責任の分を押しつけられるんじゃないかと心配をして、やっていると言うと、ちょっと言葉が不穏当になるんで、それを言っているんですよ。

それ、いつまでも言っていられないからね。今回は最後ですよ、まず。3月議会もちょっと言うかな。そんなことですよ。そういう片思いの思いを分かっていたらどうか、ちょっと簡単にお答えください。

○議長 茂木町長。

○町長 本当にありがとうございます。

議員ご指摘のとおり、やはり今本当に、もっとたくさんやりたいこと、お金を投資したいこと、たくさんあるわけですけども、この表にありますとおり、仮に起債を毎年10億円程度に抑えたとしても、このような数値になるというようなところでありまして、非常にそういったところでは、苦しい町政運営になっているところであります。

ただこれが、ほかの誰がやろうとも、今の川西町の財政状況というのは変わらないわけですし、過去を振り返って、あのときこうだったよねという話をしたところで、この金額がどうこうできるわけではないという部分では、非常に苦しいなと感じているところはもちろんございますが、この状況下でできることを精いっぱい取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 高橋輝行君。

○10番 本当、茂木町長って、相手を思いやる非常に優しい方だというのは、つくづく今、分かっているわけで、やっぱり俺は町長になれないんだなというふうに反省しながら、茂木さんのすばらしい人間性を答弁で感じたわけですからね。

ただ、これも財政から頂いたり、県のホームページに出ておりますけれども、そんな借金があっても、これはテレビも入っていますから、名前は申し上げないほうがいいと思います。実質公債費比率、川西はワースト4、将来負担比率、この内容に移りますが、ワースト2、ちょっとヒントを言えば、置賜管内でとんでもない、川西の倍以上いっているところありますよね。

この市長もよく知っていますけれども、やっぱり、やんなねんだと、こいつは何でかんで、自分のところでやんなねんだという矢をも通す信念が、最終的に将来負担比率が、ドーンと300というものがありますけれども、ほかから比べれば川西の倍もいっている、ここがワーストワンのところですから、今もちゃんと伸び伸びと市政運営やっているわけでしょう。それをまねろということでないけれども、やんなねと、国に行っているだ、鈴木憲和代議士とも一緒にやったと、動いてみたと、西川の菅野町長とも動いてみたと、飯豊の嵐さんとも話したら、置賜でやろうと。これは、何とか金配れというやり方もあると思いますが、そう言われたら、副町長、どうしますか。

○議長 島貫副町長。

○副町長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

財政の状況については、議員ご指摘のとおりでございます。

これは、一般的には繰上償還なり借金の返済を済ませ、そして、できるだけ貯金を積み上げられるようにする、そういう方向で進むべきだというふうに思っております。

ただ、今ご指摘ありましたように、何としてもやらなければならない事業、施策につきましては、これはやらなければならない。そこは状況判断が出てくるんだというふうに思っております。

○議長 高橋輝行君。

○10番 茂木町長、副町長は任せておくと、やりたいこと言えと、こう言っているわけですから、私はそのように聞きました。ただ、ストレートに言えないから、寒河江 司議員のようにストレートで直球で言えないから、遠回しで言っているんですが、任せておくと、町長は外交振ってこいという内容で、これを聞いて安心したわけですからね。

そこで、人件費関係、改めて数字をちょっと、事務方の力を借りまして見ますと、町報関係には約、人件費は14億6,000万と、こういう報告があるんですよ、これ。突然数字なんで、いいです、手持ちないと思うので。しかし、会計年度任用職員という、昔でいえば臨時職員でしょう、これが2億8,000万、約3億なんですよ。これを足すと、17億4,000万なんですよ。

しかし、私は、指定管理料ありますね、各7地区公民館。ここに直営で、係長クラスと主事クラスを置いておった時代があったわけですよ。これを人件費だけで見ますと、6,700万ですから、約7,000万ですよ。さらにフレンドリープラザ、これも人件費だけ見ますと、2,300万と、合わせて9,000万。職員のいわゆる人件費ですよ。これを臨時職員も含め、臨時って、正式に言いましょ、会計年度任用職員の2億8,000万を足すと17億4,000万、数字はいいですよ。そして、各地区公民館とフレンドリープラザを足しますと9,000万、合わせて18億3,000万なんですよ、人件費は。これが必要なわけですよ。これはまけてくれとか、待っていてくれとか、ボーナス12月10日でなくて、正月に払うなんていうこと、いけないでしょう、できませんよね、できますか。副町長、お答えください。

○議長 島貫副町長。

○副町長 できないものと承知しています。

○議長 高橋輝行君。

○10番 できないですよ。しかし、何が出れば、待っていてくれとあるかもしれない。しかし、できないんですよ。ただ、こういうのかかるということですよ。

それと、庁舎関係ですけれども、庁舎、こういうの入っていますね。私は公民権停止中だったんで、議員ではなかったんですけれども、22.5%の、いわゆる国からの支援があるという、22.5%と、こういう数字を、浪人中でありましたが聞いております。しかし、この算術計算でいきますと、総額31億3,000万かかっているんですよ、これ。31億3,000万の、メモしていただく数字でないんですけれども、これの22.5がというふうに感じるわけですけれども、いつの間にかこの22.5という数字が、だんだん原田さんも説明しなくなったんですよ。

ところが、22.5%、支援、国からいただけるから、熊本云々かんぬんから始まりまして、今だと乗り遅れるなど、福島の子津坂下ですか、行ってきましたけれども、ここは、いやいや庁舎を建てたいと、行ってきました。似たような状況でした、川西の古い建物とね。しかしそれより、やんなねものあるということで、庁舎建設は、後から建てたやに聞いておりますけれども、このとき見送ったんですよ。

しかし本町は、原田さんは、今だと、状況から見れば正解だったかもしれません。しかし、

31億3,000万かかったという内容の報告であります。これの22.5がと、議長、あなたも議員だったでしょう。ところが、25億4,000万の22.5%なんですよ。ここが役所の仕事ですよ。

じゃ、この22.5%の対象になる範囲内で終わらなかったのかということなんですよ。これが議員のチェック機能なんですよ。いや、土地代ならない、ナニならないというのはあるかもしれませんが、22.5%で終わらす方法ですよ。

自分の息子も銀行から銭借りて、35年賦で、35年間なせるかどうか、親としては心配ですけども、今、35年ローンでしょう、なせるかどうか心配でしょう。そういう、似たような親であればね。しかし、それと同じで、22.5%、全部該当になるかと、そうしたら、そうでないんですよ。

こういうところは、議員もチェック機能で確認をすべきであるし、今までしてこなかった。そして、しなくても、最初、22.5、22.5という内容を強く、私は印象に持っているんですけども、そしてそれを、全部該当にならなかったと。そういう内容も私は、1,000万や2,000万ならいいんですけども、そういう報告が、似たようなことが今後出てくると思います、茂木町政になっても。これはひとつ、丁寧に説明していただくご努力を切にお願いするんですけども、片思いですが、どういうふう to 答えられますか。

○議長 茂木町長。

○町長 議員ご指摘のように、これから様々な案件が出てくるかと思えます。議員の皆様にしつかりと情報をお伝えした上で、議会と町側が両輪となって、この町を発展できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 高橋輝行君。

○10番 だんだんかみ合ってきて、大変よろしいかと思って、私は、茂木町長は笑顔をつくりながら、やかましいなどは思っていないでしょうけれども、その辺はよろしく、乱暴な言葉ですけども。

ちょっと、主な公共事業を振り返りますと、原田さんの時代ですよ。庁舎建設は、今ありました31億3,000万ですね。そして、中学校を今やっていますね。これ、20億4,000万ですよ。そして、先ほどからあるメディカルですよ、17億3,000万ですよ。

これいかにも、国からの支援などもあるやのごとくの内容でしたけれども、一般財源が1,300万に起債関係が12億という、起債もこれ、過疎債関係までは今回調べませんでしたけれども、こういう、これはちょっと無理があったんじゃないかと、メディカルね。にぎやかに見えますよ。しかし、5年後、10年後住んで、固定資産税入って帳尻合うんだという説明

だったんですけれども、色摩課長がかなり厳しい目で私を見ていますけれども、これ一つの話ですよ、課長ね。17億ですよ。これはちょっとかなり、やるにしても、ちょっと貧乏馬買ったようなことになったんでないかという言葉も出てくるわけでありまして。

そしてまた今度、役場庁舎跡地でしょう。跡地に17億5,000万ですよ。当初金額の約倍かな、どんどん増えちゃって。そしてこれも、国からの支援云々とありましたけれども、起債が10億6,000万ですよ。これは途中からですよ。前任者を否定するわけじゃないんですが、解体費用は、過疎債を充てるには何かしら事業しなければならないという。だから、解体費を生み出すためにやったのか、本当に必要だから17億かけてやったのかということ、今ちょっと自問自答しますよね。

ぜひそういう内容なども、振り返りますと、当然やっぱり実質公債費比率が、前任者の分の繰上償還の段取りしたり、自分がやりたいものも我慢しながらという、茂木さん、本当にかわいそうですよ、これ。しかし、そこは乗り切っていただいて、ひとつ島貫副町長以下、職員を信じてやっていただければ、茂木さんの言う住みよい町ですよ。これになるというふうに思いますし、またぜひ力を発揮していただきたいと思うんですが、数字はいいんですが、そのご決意をちょっと、あと残り5分なんで、そろそろまとめますが、茂木町長、お声をお聞かせいただきたいと。

○議長 茂木町長。

○町長 高橋議員ご指摘のように、かなり投資的事業が続いてきたという印象は、私自身も受けているところであります。

これから、この川西町を住みよい町として、町民の皆さんの幸福度を上げられるように、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 高橋輝行君。

○10番 何回も原田さん、原田さんと、原田さんも元気で、あちこちの祝賀会に行ってみたり、呼ばれて、この間もえき・まちネットの関係でイベントで、私も代表者が同級生なものですから、ご案内いただいて行ったんですけれども、何と言うかなと思ったら、水俣病なんという、昔の社会党だなという強く印象を持ったあいさつを直接聞く場面があったんですが、それはそれでいいんですけれども、何回も同じことを申し上げておりますが、原田町長は20年の中で、前任者の高橋和男町長からバトンタッチをしまして、一般会計総額で、決算額ですが、43億からのを増やしているんですよ。行財政改革中でバトンを受け取ったんですけれども、20年間で一般会計総額43億、40億超えているんです。それ超えれば、やっぱり増えれ

ば借金も増えますよ。これが38億、約40億ですよ、一般会計40億。そして茂木さんにバトンタッチと、とんでもない内容ですよ。借金をするだけして、俺が言うと、逃げていったのかという言葉も言わざるを得ないような状況を、茂木町長が今受けているということ、これは茂木さんに代わって申し上げるわけでありませけれども。

最後、幸廣さん、まとめに入りますよ、時間見ながらね。

あちこちの新聞の内容のパクリですけれども、アフリカのことわざに、早く行きたければ1人で進めと。これパクリだから、俺の頭で考えた内容でなくて、書いているものをメモしただけなんですよ。アフリカのことわざに、早く行きたければ1人で進めと、早く行けと、茂木さんも若いから、そういうことも多分あると思います。面倒くさいと、1人で行ったほうが早いと。しかし、遠くへ行きたければみんなが進めと、こういう内容がありました。

これは、年寄りも大事にしながら、若い人だけでなくみんなだから、80の人も100の人もいる、私は72歳ですけれども、そういう人も一緒にと。繰り返しますけれども、早く行きたければ1人で進めと。茂木さん、そうでなくやってほしいわけで、町長ですから、遠くへ行きたければみんなが進めと。これは、いわゆる熟議、そして合意形成、これが大事だよということわざの内容だそうであります。

合意形成、時間がかかります。間違いないんだということではなくて、ぜひ熟議、そして、私自身も聞く耳を持ち、先ほど、幸廣議長から注意を受けるような議員であってならないわけですよ、これ。ならないんですよ。しかし俺も、まだちょっと若い気出しているものだから、無鉄砲になっちゃうと。だから、個人的には幸廣さんと仲いいんですよ。だけれども、あそこに座っていれば、これは注意しなければならんと。私も言った以上は突っ張っちゃうわけですよ。これがいけないんですよ。

ぜひ茂木町長、そんなわけで、早く行きたければ1人で進め、遠くへ行きたければみんなが進めという、熟議、あるいは合意形成、ちょっと時間があるんで繰り返しになりましたけれども、以上申し上げ、幸廣議長、ご指導ありがとうございました。終わります。

○議長 高橋輝行君の一般質問は終了いたしました。

以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

○議長 これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 3時17分)